

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（446）
2. 日 時：令和5年2月6日 13時30分～15時05分  
15時15分～17時45分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、  
大塚安全審査官※、小野安全審査官、上田審査チーム員、  
長江技術参与

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（安全設計担当）、他15名

原子力事業統括部 泊発電所 次長※、他7名※

## 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合状況について 第34条（緊急時対策所）技能1.18／第61条
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第34条 緊急時対策所（DB34 r. 5. 0）
- （3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第34条 緊急時対策所（DB34-9 r. 5. 0）
- （4）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（SAT118 r. 5. 0）
- （5）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能

- 力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時  
対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r. 5. 0)
- (6) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等  
対処設備) 2.17 緊急時対策所【61条】(SA61 r. 5. 0)
- (7) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等  
対処設備) 補足説明資料 61条 (SA61H r. 5. 0)
- (8) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等  
対処設備) 比較表 2.17 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.  
5. 0)
- (9) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等  
対処設備) 補足説明資料 比較表 61条 (SA61H-9 r. 5. 0)
- (10) 泊発電所3号炉 第34条・第61条 緊急時対策所 1.18 緊急時対策  
所の居住性等に関する手順書等 まとめ資料比較表の図表一覧
- (11) 泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載修正箇所リスト  
第34条, 61条, 技術的能力1.18 緊急時対策所

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁の植田です。それでは時間になりましたので、
0:00:05	泊発電所3号炉の設置変更許可申請について、
0:00:09	今日は第34条と、
0:00:14	と。
0:00:15	技術的能力1.18と、第61条の緊急時対策所についてです。それでは事業者から説明をお願いします。
0:00:25	はい。北海道電力の高橋です。本日は緊急時対策所に関しまして、デービー関係でいうと34条、SA関係でいうと61条、それから技術的能力1.18。
0:00:40	の説明をさせていただきたいと思います。今回の説明のやり方といたしまして、比較表の冒頭にですね取りまとめた資料を先行プラントとの相違点を中心に、
0:00:53	ご説明させていただいた後、34条61条関係61条では被ばく関係が新たに出てきますので、そういった流れでご説明をさせていただきたいと思います。
0:01:07	緊急時対策所に関しましては、過去泊発電所としても、5回の審査会合を実施しております。過去をいただいた指摘事項で議論されたポイントを何かも含めてご説明をさせていただきたいと思います。
0:01:24	また今回、先行、BWRの審査実績含めてですね、記載を充実させていただいてるところもあります。
0:01:36	さらに、今回、社内はもちろんですけども社外含めたレビューを実施して資料を適正化させていただいております。
0:01:47	そういった最中で、大変申しわけございませんけれども、お手元にお配りしております、記載修正箇所リスト。
0:01:58	こちらについてはですね資料提出後にですね、誤記であったり、記載の適正化っていうようなところが、確認されております。次回提出時には資料修正させていただきたいというふうな形で、
0:02:12	今回こういった表の形で修正をお配りをさせていただいております。
0:02:19	いろいろ社内でも確認しているんですけども、見つかっているところがありましたので、大変申しわけないと思います。
0:02:28	またBWRの審査実績の取り込みについてもですね、我々確認した内容については入れてきてるんですけども、竜巻関係のところですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:40	ちょっと先行BWRに問い合わせしてるところもありますけれども、今現状書いてる泊の記載、ちょっと不足してるなっていうところも認識してますんで、
0:02:52	そういったところもあわせてご説明をさせていただきたいと思います。
0:02:57	それでは弊社と伊達の方から説明をさせていただきますよろしく願いいたします。
0:03:05	はい。北海道電力の伊達と申しますよろしく願いいたします。
0:03:09	まず、先行プラント等の設備の相違を中心にご説明させていただきたいと思っておりますけれども、
0:03:17	34条の比較表の取りまとめた資料の方を使って最初にご説明をさせていただきたいと思っております。
0:03:25	資料2-2の、
0:03:27	右下に通し番号がFであるかと思っておりますけれども、
0:03:33	富井社の4ページ目をお願いいたします。
0:03:41	まず一つ目の総意でございますけれども、緊急時対策所の構造を構成についての相違でございます。
0:03:52	泊の緊急時対策所につきましては緊急時対策所の指揮所、それと待機所と、
0:03:59	いうふうに分けてございまして主に重大事故等対象に必要な指示を行う要員、
0:04:06	を収容する指揮所、それとあと現場作業を行う要員を収容する待機所というふうな、2棟の大きな構成というふうにしてございます。
0:04:19	ちょっと図面を見ていただきたいと思っておりますので、すみません、ページが飛んで申し訳ないですが、比較表の52、通し番号で52ページをお願いいたします。
0:04:49	泊の欄の下の部分に記載してございますけれども緊急時対策所の配置ということで、
0:04:57	右側に3号炉で、左側赤四角で囲ってある箇所が緊急時対策所を配置している位置になってございます。
0:05:09	それと次のページの通し番号で53ページ目をお願いいたします。
0:05:18	こちらが緊急時対策所の周辺図を拡大したものになってございまして、
0:05:25	中央部、右側に敷小
0:05:29	左側に板井貴翔、あと、指揮所の右隣に
0:05:36	換気空調設備ですとか、プルーム通過時に使用する空気ポンペをを収容した空調式場用の空調上屋。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:45	それと、待機所の左隣にございますのが同じく、空調設備、対象用の空調設備を収容した。
0:05:53	空調はやと。
0:05:54	いう配置になってございます。
0:06:05	それで、
0:06:07	その指揮所と待機所を分けている理由でございますけれども、
0:06:12	縮小、縮小に
0:06:14	詰めております。本部要員と、あと現場に出入りする要員の
0:06:20	動線のふくそうですか、会話のふくそうなんかを、
0:06:26	防止するといった観点で指揮所と待機所を分けていることで、縮小にいます本部要員につきましては指揮命令系統に集中することができると。
0:06:37	待機所にいます現場要員につきましては、厳しい現場の環境下で活動が想定されますので、
0:06:46	戻ってきた現場員が、静かな環境で休息をとると。
0:06:49	いうことができるような配置としてございます。
0:06:59	すいません取りまとめた資料の冒頭の方戻っていただきまして、
0:07:05	右下ページで5ページをお願いいたします。
0:07:17	ナンバー8に記載してございます。指揮所待機所間の連絡手段というものでございます。
0:07:25	指揮所と待機所が分かれている関係で
0:07:30	対面での情報交換というものができない場面がございますのでそういった、
0:07:36	中でも、指揮所の要員と待機所の要員が情報交換をして、コミュニケーションをとることができるようにということで、
0:07:46	専用の通信連絡設備としてインターフォンとテレビ会議システムを設けてございます。
0:07:54	これらの設備によって、プルーム通過時なんかを想定した場合であっても、指揮所と待機所を往来することなく、
0:08:02	要員がコミュニケーションをとると、いうことができるというふうに考えてございます。
0:08:08	このインターフォンとテレビ会議システムを用いて、指揮所に使用されている本部要員から、
0:08:15	現場への指示と、
0:08:17	いった情報や、現場環境なんかの情報、あと待機所からの要員については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:22	本部現場活動の結果なんかを、
0:08:26	会話ですとか、映像を用いて情報共有ができるというふうに考えてございます。
0:08:38	指揮所と待機、緊急時対策所の指揮所待機所についての構造の相違については以上でございますけれども先行プラントさんとは、構成異なっておりますけれども、
0:08:49	必要な要員を収容できるとともに、
0:08:52	居住性の確保をとということもできるようにしてございますので重大事故等対象については可能というふうに考えてございます。
0:09:05	続きまして右下5ページ、同じく5ページでございますけれども、⑩番の電源構成の相違についてご説明させていただきます。
0:09:17	当社の緊急時対策所の電源構成につきましては、
0:09:22	緊急時対策所に設置する通信連絡設備及び無停電運転保安灯に対して常時電源が供給可能なように、
0:09:32	3号炉の非常用低圧母線から受電する設計といたしております。
0:09:38	その他の緊急時対策所の運用に必要な設備につきましては、通常時、
0:09:44	1号炉または2号炉の常用母線から受電できるという設計にしております。
0:09:53	外部電源が喪失した場合等には緊急時対策所に設置している、通信連絡設備等の設備については無停電電源装置を設置しているとともに、
0:10:05	3号炉非常3号炉のディーゼル発電機からの給電も行うことができます。
0:10:11	また常設の代替電源設備として設置してございます。代替非常発電機からも、
0:10:19	電力を供給することができまして3号炉の非常用母線を介して緊急時対策所の方に、
0:10:26	電源を供給できるという設計にしております。
0:10:33	また、
0:10:34	3号炉の非常用母線、
0:10:36	または1号炉の上部線の電源が喪失した場合におきましては、
0:10:42	緊急時対策所を近傍に設置してございます緊急時対策所用発電機により、
0:10:49	緊急時対策所に必要な負荷を給電できる設計としてございまして、
0:10:55	祝勝用に1台、
0:10:57	待機所4人1台、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:58	加えて、故障等による機能喪失防止、
0:11:04	等を考慮しまして、
0:11:05	2台を1セットとして合計4台を、緊急時対策所の近傍に設置してご います。
0:11:13	さらにこれに加えて、
0:11:15	緊急時対策所から離れた位置に、
0:11:19	4台発電機を保管してございまして故障ですとか保守点検による待機除 外時にも、バックアップできると、というような構成にしてございまして これにより、電源の多重性を確保するという設計にしております。
0:11:38	この緊急時対策所発電機は、緊急時対策所の立ち上げを行った時から準 備を行いまして発電機の起動を、
0:11:47	しておくということで、3号炉の非常用母線、または、
0:11:52	1号炉の常用母線の電源が喪失した場合には、速やかに電源の切替教育 の警戒を行いまして、
0:12:00	緊急時対策所にすぐ給電できるという体制を整えてございますので、
0:12:06	これにより、緊急時対策所で行う活動はシームレスに対応できるという ふうを考えてございます。
0:12:18	すいません比較表のページがすいません変わりました、
0:12:24	その下の通し番号で74ページをお願いいたします。
0:12:52	すいません、図面が少々小さくて申し訳ございませんけれども、図面の
0:12:57	右側にございます黄色店で困っている箇所、これが外部電源を通して3 号炉の非常用母線から、
0:13:07	緊急時対策所の通信連絡設備へ給電する。
0:13:13	系統、それと、
0:13:15	中央から左半分になってございますけれども、こちらが外部電源から受 電して、1号炉の常用母線を介しまして通信連絡設備、無停電運転保安 灯以外の
0:13:29	緊急時対策所の負荷に対して電源を供給できる系統というふうになって ございます。
0:13:38	また左側の中央部より少し上になりますけれども、
0:13:45	緑色の点線で困っているのが、緊急時対策所用の発電機でございまし て、
0:13:53	この緊急時対策所の発電機につきましては機緊急時対策所のすべての負 荷に電源を供給することができると。
0:14:02	いったような設計になってございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:06	あ、失礼しました。
0:14:11	ただいまのちょっと図が小さかったので資料の5番にまとめ資料比較表の図9一覧というものを用意してございます。
0:14:24	こちらのAとし、右下ページで28ページに、同じ図面を用意してございますので、
0:14:32	こちらの方もご参照いただければというふうに思います。
0:14:56	はい。以上は電源の構成の先行プラントとの相違ということでご説明をさせていただきました。
0:15:04	続きまして、
0:15:06	比較表に戻っていただきまして、
0:15:17	右下のページで2ページ目になります。
0:15:27	比較結果等を取りまとめた資料ということで2017年の3月以降に、当社のまとめ資料について記載を変更した箇所についてまとめてございます。
0:15:42	この中でまず、
0:15:45	一つ目として、1-1、
0:15:48	設計方針、運用体制等を変更し、まとめ資料を修正した箇所ということでございまして、
0:15:55	aとbポツになりますんが、
0:15:59	女川2号炉さんの資料と比較した結果、変更したものであるということで、
0:16:05	当社の緊急時対策所の空調設備であります、圧力計でございますけれども、こちらについて、
0:16:14	プルーム通過時には緊急時対策所の居住性を確保するために必要な設備であるという観点から、従来、これはSA設備としてはございませんでしたが今回、SA設備ということで、
0:16:28	変更をさせていただきました。
0:16:33	それと、dポツになります。
0:16:37	当社が自主的に変更したものであるということで、
0:16:40	記載をさしていただいておりますけれども、
0:16:43	緊急時対策所の、
0:16:45	可搬型エリアモニターの件でございますこちらもプルーム通過時に使用する機器でございますけれども、
0:16:55	緊急時対策所内を空気ポンペを用いて、加圧する際の判断材料の一つとして
0:17:02	緊急時対策所を、のエリアモニターと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:17:06	いうものを用いてございますけれども、
0:17:08	従来その判断基準につきまして、0.001 ミリシーベルトパーと、
0:17:15	いうことで設定してございましたけれども、当該計器の線量率の特性なんかを踏まえますと、判断基準がこの0.001のままでは
0:17:27	空気供給装置、空気ポンプによる加圧をご判断してしまうという可能性がわかりましたので、他社さんの基準も参考に今回、0.1 ミリシーベルトパーアワーということに、
0:17:42	判断基準を変更させていただきました。
0:17:49	その他1-2ページ、1-2の方には
0:17:55	方針ですとか運用を変更するものはございませんが記載の充実を図った箇所ということで、記載をさせていただいております。
0:18:06	それと続きまして1-3でバックフィット関連事項ということで、34条、緊急時対策所、
0:18:15	有毒ガス防護対策について該当するものがございます。
0:18:26	比較表の右下の通しページで13ページ目をお願いいたします。
0:18:47	こちらにつきましては昨年の12月に中央制御数の条文のヒアリングの方でも、
0:18:54	いう6月の方針についてご指摘いただいたこともございまして、それも踏まえまして、
0:19:01	敷地内のご提言ですとか、稼働下の有無、あとは稼働日に対する対策の有無について、先行プラントの状況を
0:19:10	表にまとめながら、整理をして当社の方針を検討してございます。
0:19:16	必要、基本
0:19:18	は伊方さん、東海第23と比較をしてございますが、必要により、柏崎女川と比較するといったような、
0:19:26	比較表の構成に変更してございます。
0:19:32	本件の詳細につきましては、こん今月中旬ごろ有毒ガス防護に関するまとめ資料、提出させていただく予定でございまして、詳細につきましてはそちらの方でご説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。
0:20:03	共通的な部分については以上でございましてここから34条、61条1.18の個別にご説明したい事項について、す。
0:20:13	ご紹介をさせていただきたいというふうに思います。
0:20:26	34条の比較表の右下ページで259ページをお願いいたします。
0:20:41	右下で259ページです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:05	はい。こちらのページにつきましては設置許可基準規則の第6条、自然現象に関する緊急時対策所の適用方針についてというものを記載した資料になってございますけれども、
0:21:18	この資料、このページの下部に、(3)番ということで竜巻に対する記載をした箇所がございます。
0:21:30	こちらにつきまして、
0:21:32	当社、この適用方針については緊急時対策所がクラスの設定であるということにフローを踏まえまして
0:21:42	代替設備の対応ですとか、
0:21:44	修復性で対応可能というふうに、
0:21:48	考えまして現在このような記載にさせていただいておりますけれども、
0:21:53	先行のBWRさんの審査の実績を確認していったところ、
0:21:59	竜巻に対して防護するという方針に変更されていたという経緯が確認できましたので、
0:22:06	現在センコー社さんに問い合わせ中の部分もありますけれども、当社においても、竜巻に対して防護の対策が必要というふうに、
0:22:16	考えてございます。本日の資料の記載につきましては修正したものとはなってございませんけれども、今後当社も、
0:22:26	緊急時対策所設備に対して、竜巻に対してですね、防護する方針として、
0:22:32	ここの記載については改めたいというふうに考えてございます。
0:22:47	続きまして、
0:22:49	右下ページで278ページをお願いいたします。
0:23:18	こちらにつきましては比較表上では当社のみが記載している資料となっておりますけれども、定修の号炉であります12号炉、大野CEO済み燃料ピットをが発災した場合の、
0:23:33	緊急時対策所の活動への影響について記載したものでございます。
0:23:40	定修の12号炉の使用済み燃料ピットの冷却水が喪失した場合においても、要員の活動に影響を与えないと、いうことを記載した資料でございますけれども、こちらの内容につきましては、2016年の9月、
0:23:55	の審査会合をでご説明した内容をもとに、作成をした資料というふうになってございます。こちらにつきましては現在、比較表上は泊。
0:24:05	のみ載っているという状態でございます。
0:24:20	続きましてすみません資料が変わりまして、
0:24:24	61条の方で少しご説明をさせていただきたいというふうに思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:30	資料 4-2-1。
0:24:34	61 条の比較表をお願いいたします。
0:24:56	61 条の比較表の右下ページで 6 ページ目をお願いいたします。
0:25:19	6 ページ目設備設計の相違ということで記載したものの、続きのページになってございますけれども、
0:25:27	こちらのNo.12 と 13、被ばく評価について、少しご説明をさせていただきたいというふうに思います。
0:25:38	まずNo.12 の方ですけれども、被ばく評価における、
0:25:43	ユニットの重ね合わせの考慮についてということでございまして、
0:25:50	大飯 34 号炉 3 では重ね合わせを考慮した日、評価ということで、評価をしているものに対して、当社につきましては 3 号炉の単独運転を前提とした評価と、
0:26:03	ということですので、このユニットの重ね合わせは考慮をしていないと、 というような評価を行ってございます。
0:26:12	それと、ナンバー13 になります。
0:26:17	直接スカイシャイン線のソースタームとして考慮する対象についてでござ います。
0:26:24	当社泊 3 号炉につきましては、原子炉格納容器内の線源のみを考慮した 評価というふうにしてございます。
0:26:34	一方女川さんにつきましては
0:26:37	格納容器ではなくて原子炉建屋内の線源を考慮しているという点でそい で、相違というふうになってございまして、
0:26:46	同じ炉型である大飯 34 号炉 3 について、
0:26:50	と比較しましても、少々違ってございまして、
0:26:53	大井さんにつきましては、アニュラス部の設置位置の相違がございまし て、大井さんの方では、格納容器とアニュラス部を、
0:27:03	の線源についても考慮して評価をなさっているということで、当社との 相違があります。
0:27:14	被ばく評価の被ばく評価の件につきましては以上でございまして。
0:27:21	続きまして、
0:27:23	技術的能力の方でも少しご説明をさせていただきたいというふうに思 います。
0:27:28	資料 3-2 をお願いいたします。
0:27:51	比較表の右下ページで 40 ページをお願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:10	こちら手順の中身になってございますけれども、緊急時対策所発電機の切替手順ということで、当社、冒頭でも電源のところでも少しご説明をさせていただきますましたが、緊急時対策所発電機を、
0:28:25	複数台を保有しております、多重性押せ有する設計というふうにしてございますけれども、
0:28:31	故障した場合、
0:28:33	に切り換え操作というものが発生しますので、翁長さんにはない手順ということで当社、この手順を設定してございます。
0:28:43	こちらにつきましては大井さんも同様に手順を設定しているというふうなものになってございます。
0:28:54	それと右下ページで 43 ページ目をお願いいたします。
0:29:09	比較表のですね年下半分の部分になります。Cポツということで、
0:29:14	緊急時対策所発電機の接続先切替手順というものを作成してございます。
0:29:22	当社、
0:29:23	緊急時対策所の近傍に指揮所用を、の発電機を 2 台、待機所用の発電機を 2 台ということで配備してございますけれども、
0:29:33	例えばですけれども、指揮所用の発電機、2 台が故障等により運転できなくなった場合、
0:29:40	に備えまして、健全である待機所側の発電機の 1 台を用いて、
0:29:47	ケーブルを接続して、縮小を側に、給電を行うと。
0:29:52	ということができるよう、用意した手順でございます。
0:29:57	こちらの内容につきましては
0:29:59	過去 2014 年の 9 月の審査会合におきまして、
0:30:03	発電機、一方の発電機が使えなくなった場合においても、給電できるタイラインのようなものを、
0:30:10	について、必要性について議論をさせていただいております、
0:30:16	同じく、2014 年の 10 月の会合において本対応について、ご回答をさせていただいたと。
0:30:23	というふうな内容になってございます。
0:30:29	こちらの概略につきまして比較表の
0:30:34	右下ページの 61 ページ目をお願いいたします。
0:30:55	こちらに、
0:30:57	図示したものがございますけれども、
0:31:01	少し小さくて見づらいかもかもしれませんが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:06	緑色の、
0:31:07	実線で引いてある箇所がございまして、待機所用の発電機から、
0:31:13	式賞与を指揮所側の電路にケーブルを接続して、給電を行うと。
0:31:19	そういったような手順を準備してございます。こちらについては概略図になりますけれども、そのような内容になってございます。
0:31:38	比較表をのご説明については以上でございまして続きましてすみません、資料の一番、
0:31:46	パワーポイントの資料になりますが、そちらをお願いいたします。
0:31:52	いいですか。
0:31:53	後程、
0:31:57	はい。それでは、比較表の部分までについてで質疑に移りたいと思います。まず
0:32:05	34条からで、
0:32:07	じゃあ私からなんですけれども、
0:32:11	規制庁植田です。
0:32:13	あと、
0:32:14	まず、通しの、
0:32:16	比較表の13ページお願いします。
0:32:22	と、
0:32:27	玉川とか柏崎とかの部分で、有毒ガスについての記載が最初のパラグラフであると思うんですけれども、
0:32:35	これとかですね、あと19ページとかにもあると思うんですけれども、その他、
0:32:41	小泊で空欄になってるっていうのは
0:32:44	今度いわゆる有毒ガスで、
0:32:47	出てくるっていうことなんですか。
0:32:51	北海道電力の1社にと申しますとともにの記載はですね伊方東海と並べた横にですね、記載がありまして、同じブロックをですね比較はしておるんですけれども、
0:33:02	横並びとしては当会と一番比較したいなと考えてございますので、
0:33:06	そのような構成としてございます。
0:33:09	以上です。
0:33:11	わかりました。すみません。ありがとうございます。
0:33:23	えっと、
0:33:24	次は20通しの20ページをお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:31	の、二つ目のところの параграфで、
0:33:35	どの真ん中辺りで、
0:33:40	データ収集計算機と E R S S 伝送サーバ及びデータ表示端末っていうふう うに書いてあるところあるんですけど、この
0:33:51	データ表示端末っていうのが、この比較表の
0:33:56	ページでいうと、
0:33:59	241 ページの図でいうと、
0:34:03	ちょっとどれに当たるのかなっていうのが、
0:34:05	わからなかったんですけども。
0:34:09	今川だと。
0:34:15	今川だと S P D S 伝送装置っていうところから、特に
0:34:21	表示装置が伸びてると思うんですけども、泊の場合はこのデータ表示 端末っていうのは、どこか伸びることになるんですか。
0:34:30	はい。北海道電力の笹木と申します。
0:34:34	今いただきましたご指摘ですとまず日ズー5.4-1 で通し番号が 241 ペ ージに記載させていただいている、概要図を用いてご説明させていただきます。
0:34:46	泊発電所でのデータ表示端末というものは、すいません図の 5.4-1 の 図で申しますと、
0:34:55	図の中の左下にですね、データ表示端末っていうものを記載させていただ いておりまして、これのことを指しておりまして、
0:35:03	具体的な設備の構成の相違になるんですけども、
0:35:06	女川発電所では、緊急時対策所に設置している。
0:35:11	S P D S 伝送装置に接続したものが S P D S 表示装置というふうに名前 を与えております。
0:35:19	一方泊発電所では、データ収集計算機、原子炉補助建屋に設置されてい るデータ収集計算機に接続されているものがデータ表示端末になるとい う、設備の相違がございます。
0:35:33	こちら設備の宗伊井と設置箇所が若干違うんですけども、緊急時対策 所で必要なパラメータを見るっていう設計につきましては相違がないも のになってございます。
0:35:45	以上になります。
0:35:47	規制庁植田です。ありがとうございます。
0:36:07	規制庁江田です次か。
0:36:09	50 通しの 52 ページなんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:26	あ、すみません 70 ページでした。
0:36:30	緊急時対策所の基準地震動入力時の耐震駅の最大せん断ひずみが、
0:36:39	きつと評価基準以下であることを確認し、
0:36:42	というふうにこう書いてあるんですけども。
0:36:45	泊の
0:36:47	緊急時対策所ってこう二つ建物側、建屋が分かれてると思うんですけども、これっていうのは、
0:36:53	双方にこの建屋に対して個別にこう評価したっていうことなんでしょうか。
0:37:04	北海道電力の伊達でございます。今、
0:37:08	お話いただいた通りでございまして個別に指揮所待機所も評価してございます。
0:37:17	わかりました。ありがとうございます。
0:37:27	あとは、通しの 239 ページで、
0:37:37	これはちょっとあれですね、3号炉原子炉、真ん中辺りで、
0:37:41	3号炉補助建屋に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ確保、SPDSパラメーターはって書いてあるんですけども、
0:37:52	と。
0:37:53	これはちょっとわからなかったんですけど、その
0:37:56	各社パラメーターのことっていうのは一般名称として、SPDSパラメーターっていうふうに使ってるんですか。
0:38:06	泊だとSPDSとかっていう言葉は伝送装置とかで使ってなかったと思うんですけど。
0:38:16	北海道電力の佐々木です
0:38:19	まずパラメーターの名称呼称につきまして国に送っているものを、ERS S伝送、すみません、ERS S伝送パラメータというふうに当社呼んでおります。
0:38:30	で、設備の総称ではSPDSっていうものを使ってはないんですけども、発電所緊急時対策所内で見れるパラメータにつきましては当社のSPDSパラメーターというふうに
0:38:41	呼んでおります。
0:38:44	というのがまず一つ回答になってございましてあともう一つの設置場所が違うんじゃないかといった指摘の趣旨の、
0:38:51	ご確認があったかなと思ったんですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:55	女川発電所ではデンソウ分にあたるSPDS伝送装置というものを緊急時対策所内に設置しております。
0:39:04	当社泊3号炉につきましては、伝送サーバーというものは、原子炉補助建屋に設置してございまして、
0:39:11	その下流に位置付けされる収集分、こちらデータ収集計算機と呼んでおりますけれどもこちらも、
0:39:18	当社の原子炉補助建屋に設置してございます。
0:39:22	女川での設計としましては、伝送分にあたるSPDS伝送装置と表示端末が接続されているという構成になってございしますが、
0:39:33	泊発電所では、伝送分ではなくて、その下流に位置付けされている収集分のデータ収集計算機と、緊急時対策所内に設置されているデータ表示3町が、データ表示端末が、
0:39:46	接続されているという構成の相違が出ております。
0:39:49	ですのでこの5.4の章でそういった差異が出てございます。
0:39:56	規制庁江田です。わかりました。ありがとうございます。
0:40:00	あと、私からはとりあえず以上です。他に何かあります。
0:40:14	原子炉規制庁宮本です大体の配置とかわかってはいるんですけどまずちょっと前提で、先ほどあったと思うんですけど、
0:40:24	これは、
0:40:26	この現緊急時対策所建屋っていうの所並びはわかってるんですけど、
0:40:32	一応事業者としてはどこだっけ。要は、指揮所と待機所合わせて緊急時対策所って呼ぶって言うてるんですけどこれ先行とちょっと若干違ってるのは、
0:40:42	先行は緊急時対策所建屋っていうのがあって、一つの建屋の中で分けると。
0:40:49	泊の場合はどうかってのは別々の建屋になると。
0:40:54	これ、建屋、要はその毒土建っていうだけ
0:40:58	これ建物としては、
0:41:00	どういう構成だって要は、言うてるのは、緊急時対策所建屋っていうのか、
0:41:07	評価上ね、それぞれ建屋ごとになってくると思うんですけど、
0:41:12	これってどうワーク分けられてるんでしょうか。
0:41:31	北海道電力の安藤でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:41:33	建屋としてはですね、まず緊急時対策所というのは、指揮所と待機所で構成されている。建屋としては、指揮所と指揮所の建屋と待機所の建屋というふうに二つに分かれていると、いうふうになってございます。
0:41:51	北海道電力の高橋です。そういった意味で女川さんみたく、緊急時対策所建屋っていう表現は、我々の方は使ってなくて、
0:42:02	式場をイコールそれが色調の建物。
0:42:05	待機所って言うのが待機所の建物と、
0:42:08	そういう整理で、新たに建屋という名称は使ってございます
0:42:13	規制庁美馬です。おそらくそうだろうなと思って認識してるんだけどそうするとこれ申請書上を、それをまとめて書きちゃって大丈夫なんですかっていうことなんですよ。
0:42:22	要は先ほどちょっと漏えい指摘あったって耐震駅の話があったと思うんですけど、それは緊急時対策所建屋は耐震駅でって言われると、一体何を指してるんだと。
0:42:35	要は指揮所を指揮所っていう、また建屋で呼ばないの指揮所と、
0:42:40	待機所ってそれぞれあって、それぞれが耐震駅で守られてるならそういうふうな表現になると思うんだけど、
0:42:46	今これ先行と表現は合わしてるんであれなんですけど、
0:42:52	先行とそこが根本的に同じ建屋の中にふた部屋分かれてるのと、別々の建屋で付けられてるのであれば、ちょっと書き方が変わってくるんじゃないかなと思ってなんですけど。
0:43:05	極的ただし、今書かれている緊急時対策所建屋っていうのは、
0:43:11	もう
0:43:12	弾い緊急時対策所っていうのはもう全部そういう意味で全部書いててチェック終わってて別にそれを書き上げる必要がない、例えば大正駅ということについても、例えば
0:43:23	どちらかだけ、除外してるような箇所はないということでもいいんですけど。どちらでしたっけ。
0:43:35	北海道電力の伊達でございます。当社、
0:43:40	緊急時対策所として先ほども申しあげましたけれども指揮所等対象建物それぞれございましてこれらについてまとめてございまして
0:43:51	どちらか一方だけ除外してするといったことはしてございませんで、二つをまとめて、緊急時対策所というふうに扱ってございます。
0:44:04	すいません高橋ですけれども、比較表でも 36 ページを見ていただきたいんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:19	はい。こちらで10ポツ、それから10.9. 1.1の概要っていうところで、緊急時対策所は、指揮所と待機所から構成する設計としますよっていうことでここで定義をさせていただいて、
0:44:34	両方を指す時は
0:44:37	対策所というような言い方をさせていただいて、もし一方の説明をしなきゃいけないっていうふうになった時には、具体的に色調っていうところまで記載するっていうようなことかと思います。
0:44:52	1ーこれ36ページの記載を私も認識はしていて、例えばなんだけど、多分この辺は読んでも大丈夫37ページの例えば(4)に行けば、
0:45:02	緊急、緊急時対策所所内には諸室内の酸素の二酸化炭素活動に支障がないときは反映できるように保管すると。
0:45:11	これをこの書き方によってはそれぞれ用意するっていう表現もあるだろうし、今のところ多分両方に用意してるので、こうなるんだけど、そうするとこれ二つ必要になるわけですね。
0:45:24	そうすると後二つ書いてあるのかな。個数として二つになりましたよね。
0:45:29	そういう見方で見ると例えばその遮へい、
0:45:33	緊急時対策所を遮へいしますと、
0:45:36	書いてあるときに、
0:45:37	これは、
0:45:39	個数としては、蓋建屋を指してるんだけど、
0:45:43	一つの言葉で全部統一して書いてますってこれ、先行でそんな実績あったかなと思っていて、
0:45:50	それぞれ原子炉補助建屋の遮へい、原子炉建屋の遮へいってなんなるんだけど、
0:45:57	設備として遮へい材を書くときに、遮へい、遮へい、遮へいをし実施するって言った時に緊急時対策所の車両の遮へいってことを、
0:46:06	一言で作ったときに、
0:46:08	両方の建屋の遮へいを指してるっていうそういう整理をしてるっていうのは、ちょっとあんまりないんじゃないかなと思うんだけど。
0:46:15	それは、
0:46:17	今のところは一応統一して書いてる、そういうことですかね。
0:46:25	北海道電力の半田でございますその通りでございます。
0:46:29	あとは、
0:46:33	発電機やような発電機の取り扱いについても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:38	それぞれ起動させなくて一つの発電機を起動すれば、
0:46:44	両方に行くんでしたっけ。
0:46:46	そうすると書き分けなきゃいけないわけですよねその場合は、それを書き上げてるんでしょうか。
0:46:51	手順でも何でもそうなんだけど、緊急時対策所指揮所の発電機を発電機ってのも多分名前が同じ名前しかないから、
0:47:02	すぐその辺、整理できているのかなと思っています。
0:47:08	北海道電力の戸田でございます。今、ご指摘いただいた件につきましては1台の発電機で指揮所と待機所に給電するというわけではなくてですね
0:47:20	指揮所用の1台で指揮所に給電する対象用の1台で、待機所に給電するというふうな分けになってございます。
0:47:32	分けて書いて、
0:47:45	空調設備は多分同じだと思うんです。
0:47:48	空調設備は同じ名前で両方さしてんだけど、それをそれぞれ各要は一つのボタンで両方の空調が動くのか。
0:47:58	それともそれぞれ動かさなきゃいけないなら、そこを書き分けてますかっていう、そういうことなんですけど。
0:48:07	北海道電力の高橋ですちょっと確認し、
0:48:11	しますんで、お待ちください。
0:48:18	北海道電力の山崎です。通しページで28ページのところで、例えば、空調に関しまして、仕様が載っておりますが、
0:48:31	空調に関しましては、指揮所用1台予備1台待機所用及び1台、
0:48:36	Aの1台予備1台というふうに
0:48:40	掛け基数としては関係を受けております。
0:48:58	網をです
0:49:00	でもよく確認してもらった方が、今のところは28ページの話だと思うんですけど、
0:49:05	そうすると21ページに後藤。
0:49:08	ここ書き分けてないんですよこれ。
0:49:10	研究時対策所遮へい。
0:49:12	可搬型空気浄化設備。
0:49:19	ここね。
0:49:23	で、
0:49:24	要は、こういうプラントって他にないんですかっていうと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:29	実は柏崎とかはこういうのがなっていて、
0:49:32	待機所と、指揮所が分かっているような発電所の緊対所の、
0:49:39	設備はあるんだけど、それを真似る下までが別なんだけど、
0:49:45	今その内容が網羅的に、
0:49:50	反映されてるんであれば、
0:49:53	いいんですけど今ちょっとそこが何となく、ちょっと私の方で見た限り、少し、
0:49:59	ごちゃごちゃとなってるかなって
0:50:02	ここで言っている 21 ページの記載も緊急時対策所遮へいって呼んだときに、
0:50:09	この二つの事を指してんだよね多分ね。
0:50:13	だけど、それが後の、
0:50:16	表でわかるかというところちょっといまいちわからなかったり、
0:50:21	酸素濃度計と二酸化炭素さん、炭素濃度計は、
0:50:25	1 じゃあ二つで予備 2 って書いてあるから多分問題ないかなと思うんですけど。
0:50:31	その辺が、
0:50:33	どう整理されてるのかなあと思っていて、
0:50:37	はい。
0:50:39	少しそこは、
0:50:41	今の城今野記載で特に問題なければいいんですけど、
0:50:46	そういう意味だとちょっと、
0:50:49	書き歩ける必要があるかって要はね、
0:50:52	工認とか行ったときに、
0:50:54	こういう書き方をすると、設備名と体制、
0:50:58	何、何て言うか、
0:51:00	同じふうにはしか見えなかった利用目標から抜けたりっていう可能性が実はこういうのがあって、
0:51:05	A 評価でも、建物は別々に評価するんすよねそうすると、
0:51:10	そうすると、建屋、建屋目がないから、
0:51:14	緊急時対策所って呼ぶのか、指揮所っていつのか。
0:51:18	待機所って呼ぶのか。
0:51:20	その辺の整理がついていけばいいんですけど。
0:51:24	待機所に関する、要目表縮小に対する要目表というようなそういうふうな整理になってくると思うんだけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:32	その辺が整理をついてればいいかなと思うんですけども、そこはちょっとよく確認して、今のままで特に問題なければそれでもいいと思います。あと、あそこの部分をちょっと確認してくださいっていうんで、
0:51:42	あと、先ほど説明があった、
0:51:46	ちょっと建物がイメージがつかなくて申し訳ないんだけど、緊急時対策所はいいんだけど、この53ページ。
0:52:00	この
0:52:02	指揮所用空調を神谷思いが何々上屋っていうの、上を彩っていうのと、
0:52:11	待機所ウェアっていう、これどういう交渉さんですかこれは、
0:52:16	屋内講座っていう形ぐらいんですけど、この中身は、空気ポンベとか空調機ってのは奥田にある。
0:52:23	だからこれでいうと建物が四つあるってこと。
0:52:27	北海道電力と伊達でございます。その通りでございます。
0:52:31	で、発電機の設置エリアはこれは、
0:52:34	屋根がないの、あるの。
0:52:38	発電機につきましては屋外になります屋根等はございません。
0:52:44	そうするとこれ自体は、建物としては四つ登録するってこと。
0:52:56	北海道電力の曾田と伊達でございます。
0:53:00	緊急時対策所としては指揮所と待機所の2棟を、になりますで、
0:53:08	それ横にあります空調がやや
0:53:12	それぞれ指揮所と待機所に付随する
0:53:16	設備を収容した建物をととして扱ってございまして、
0:53:24	登録上空調やについては縮小を緊急時対策所には含めてございません。
0:53:34	含める必要があるかどうかはちょっと別なんだけど、
0:53:39	要は、建物とかの、例えば土木側とかと、
0:53:44	を整理したときに、
0:53:48	建物名がついてない建物はないですよねと。
0:53:52	要は先行とかだと緊急時対策所建屋っていうのがあってその中に緊急時対策所もあれば、ポンベとかも全部入ってるので、建屋で評価すれば全部、
0:54:01	ある程度整理つくんだけど、
0:54:03	泊の場合は、今も言うと、緊急時対策所としての登録割符たっていう、
0:54:09	それ以外の建屋が二つあって、
0:54:12	その四つが、
0:54:14	4乗とか5乗側と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:17	整理ついてますよね。
0:54:19	要は向こうが、
0:54:21	知らない建屋がここにあるってことは、緊急時対策所っていうのは多分認識はしてるんだけど、この上屋が両脇にあるっていうことを、
0:54:29	示した図になってなってますよねって、そこはそこは大丈夫ですか。
0:54:35	北海道電力の伊達でございます。
0:54:38	区長につきましてもしっかりに、認識医療情報課も認識してございまして
0:54:44	知らない存在というようなことにはなってございません。
0:54:50	はい、わかりました。ちょっと34条の部分については、少し説明も入ったんですけど、私の方は以上でちょっと先ほど言ったように、こう整理した時に、他に、
0:55:02	分ける要は設備を分ける必要があるんだったら分けたほうがいいし、今のままで、特に問題なければ、問題ないという回答でも構わないのでそこはよくちょっと確認してください。
0:55:12	はい。以上です。
0:55:17	北海道電力の安藤でございます。承知いたしました。
0:55:22	あ、規制庁のですちょっと私から何点か確認させていただきたいんですけども。
0:55:27	13ページの上でも確認していた有毒活動の範囲なんですけれども、これ
0:55:35	有毒ガスのところでも確認させていただけたらいいんですけれども、教えていただいたらいいんですけれども、
0:55:42	稼働元に評価条件を設定する必要があるかないかっていうのは、ちょっと何かこう、どう整理つけてるのかわからなくて、
0:55:51	泊はそのスクリーニング稼働元のスクリーニング評価どうかするのかわからなくて、まだわからないんですけれども、スクリーニング評価を、
0:56:01	していない
0:56:03	当人とか、
0:56:05	言い方しまねとあって、稼働元の評価条件を多分設定してないと思うんですね方針として、
0:56:11	それ何で泊書いてるのかっていうところだけ説明していただいてもよろしいでしょうか。
0:56:18	北海道電力の一葉でございます。でもご指摘いただいたのは、稼働ゲインのスクリーニング評価をするプラントとしないプラントで、その

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:28	評価条件を設定するということその文章書かないか、要するに及び稼働元というのを入れるか入れないかっていうところのはい、ご質問かと認識いたしました。
0:56:41	泊はですね
0:56:43	敷地内可動減については、スクリーニング評価をせずに現場の対策をするという方針でございますので、
0:56:50	うん。
0:56:54	その下の下に対する文章としては、伊方とかですね東海第2回のように、稼働日に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、
0:57:06	投下要員を防護する統合できる設計とするということ、受けるものと、
0:57:13	してございます。
0:57:16	ですので、すいませんそうですねご指摘いただいた通り、その1個上の
0:57:22	段落でまた固定元及び稼働元の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる長量等はっていう文章。
0:57:32	ですね、そこに例えば稼働減及び稼働減という単語をちょっと入れてしまっているのは、ちょっと整理が、
0:57:40	おかしくなってしまうと今感じておりますので、仮稼働日については、完全に東海と伊方に合わせる表表現に統一するのが正しいかと考えてございます。
0:57:52	以上です。
0:57:54	規制庁の小野です今の
0:57:57	先行の実績、グループとかを踏まえて、
0:58:02	どう整理するのかっていうのを、ちょっと考えていただいて、有毒ガスのときに説明していただけたらと思います。
0:58:18	規制庁の金野です。
0:58:24	ちょっと確認なんですけれども、
0:58:31	先ほど、
0:58:33	説明いただいたところで、
0:58:37	259 ページの竜巻なんですけれども、
0:58:43	今後ちょっと先行のPWRと一緒に、
0:58:50	そうですね所得荷重とか組み合わせた評価やっていきますってところなんですけれども当初

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:56	現段階ですと、そういう方針ではなくて今、方針を切り換えたっていうことなんですけれども、構造情報ん持つ、持つんですけど、補強とかはしなくても、
0:59:07	今のその建屋の
0:59:09	ままの姿で評価上もちそうなんですか。
0:59:14	見通しがあれば、ちょっと説明していただきたいんですけども。北海道電力山崎でございます。建屋自体につきましては、
0:59:23	もつと。
0:59:26	持つであろうというふうになっております。はい。
0:59:36	北海道電力の臼井と申します。おっしゃられてた通り建屋はもちろんもつんですけれども、一部配管が外に露出してる部分でしたりとか、
0:59:46	ちょっとまだ足りない部分がございますので、そちらについては、これから対策取って参りますということで整理しております。規制庁の承知いたしました。もしかしたら何かその補強とかそういった工事をする可能性もあるっていうことと認識しました。
1:00:06	規制庁の尾野です。続いてなんですけれども、
1:00:17	うん。
1:00:17	ちょっと先ほど湊も宮本の確認していた 53 ページなんですけれども、
1:00:24	ちょっと、
1:00:26	現場のイメージがちょっとできてなくて申し訳ないんですけども発電機エリアその発電機が四つポンポンポンと困ってあって、
1:00:41	少々お待ちください。
1:00:48	規制庁です 18 メートルって書いてある下のところに来危機時のようになって、何かこう、
1:00:57	構造物があるようにですけどこれは何か壁とか遮へい機みたいなものが建ってるってことなんですか。
1:01:15	北海道電力の芳野でございます。今のご質問ございました 18 メートルの数字が書かれている
1:01:26	下の方ですね、緊急時対策所式場の入口のあたり縦に長方形の記載があるところにつきましては、
1:01:38	自主的に設置しております写真遮へい機というふうになってございます。
1:01:48	目的といたしましてはこの遮へいの目的といたしましては、この入口のところからですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:01:59	プルームが放出された際に、地上に地面の方に沈着した補正物質からの放射線、こちらから緊対、緊急時対策所の中にですね放射線が入射する利用できるだけ、
1:02:13	少なくともしようという考えで設置している遮へい器となっております。以上でございます。規制庁のです。ありがとうございますわかりました。
1:02:23	あと最後なんですけれどもごめんなさい戻っていただいて 21 ページで、
1:02:29	これ江藤一番最後のパラグラフのところの、
1:02:33	黄色ハッチングのところちょっとすみません私が理解できてないだけなんですけれども、
1:02:38	泊は可搬型の空気浄化装置って書いてあってで女川とか、
1:02:44	大井とかかな、見ると、何か別に可搬型とか記載がないんですけれども、これはあれなんですかね、センコーは常設のものであって泊だけ可搬型ってということなんですか。
1:03:01	北海道電力の伊達でございます。
1:03:04	空調設備につきましては女川 2 号炉さんは調節設備でございますけれども大井さんや茂呂さんにつきましては可搬型設備になってございますんで、当社につきましても、可搬型設備と、
1:03:18	ということになってございます。
1:03:35	規制庁のですか、可搬型ってことは何かあれなんすけど、どっから持ってくるそれとも常時置いてあるんだけれども、
1:03:43	ことなんすか。
1:03:49	北海道電力の伊達でございます。当社の場合ですと、ファンフェスとかフィルターユニットにつきましては
1:03:56	先ほどありました空調バイヤーの中に、
1:04:00	提示しておるものなんですけれども、それに附属するダクトですとか、
1:04:05	寸空気供給装置ですと
1:04:09	空気を流すホースなんか
1:04:12	可搬型設備としては使ってましてそちらについては常時という外した状態ということで対応してございます。
1:04:19	規制庁のです。ありがとうございます承知いたしました。とりあえず私からは以上です。
1:04:31	53 ページのこの話で今言われてるのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:34	この可搬型新設ユニットっていうのは、ここにずっと置いてある意味調節なんだけど、
1:04:40	要はつなげてないと、要は空調、空調を使うときに、ⅡA棟、瀧田ところはボンベと要はボンベとかと同じような扱いで、
1:04:50	つなげてないので可搬と呼んでると。
1:04:54	この場合今まで仙石河西いやボンベと可搬って気がするんだけど、これ、
1:04:59	常設っぽいんだけどこれも可搬って整理してたんですけど。
1:05:07	北海道電力の薄井と申します。可搬型のフィルタユニットとファンに関しましては、
1:05:14	その場に何ていうんでしょう、保管しておる状態になっておりまして可搬設備という整理にしております。溶接で配管が繋がってるようなものではありませんでして、
1:05:25	ファンとフィルタユニットとあと配管というふうに並んでるんですけど、それぞれにそれぞれの間の配管がジャバラの可搬のダクトが取り付けられるようになっておりまして、
1:05:35	すべて運転前に取りつけるというふうな整理にしております。
1:05:42	潜航はですけども、さっきお話ありましたけども、大井さんが可搬でなった可搬となっております、弊社も全く同じような、
1:05:53	形というような認識でございます。
1:05:59	北海道電力の高橋です。大きくは過去のPWRみんな一緒なんですけれども、泊だけは、やはり冬季のこともあるので、保管場所を屋内の中に入れて、
1:06:13	今上屋というふうに名前、先ほど申しましたけど、その中に保管してると、そういった流れになり、
1:06:22	規制庁の安江とわかりますんで、それで、これ屋内に入っているんで、多分6条適合のときに、飛来物にならないっていうふうな設定をしてると思うんだけど、
1:06:33	そうする場合にこの建屋が、立場に対して、上屋が持たないと。
1:06:38	要は6条適合のときに、潜航とか多分そう、屋外に置いてるので、例えばヒルズ奉仕でケーブルで止めたり、ああじゃないとすぐに止めたりチェーンで止めたりって多分そういうふうな対応をしてるんだけど、
1:06:50	これは屋内に入れてるので多分そういう対応は多分しなくて済むんだけどその代わりに、建屋が持つっていう説明しないと、そうするとその部分は駄目なのでそこが飛来物にならないっていうふうな説明を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:03	多分しなければいけなくて、そこは65までしっかりやってください。以上それだけ言っておきますお願いします。
1:07:16	はいどうぞ山崎です承知いたしました。
1:07:23	規制庁尾野です。大塚さん、どうぞ。
1:07:29	規制庁大塚です。私からも何点か確認させてください。
1:07:35	まず、取りまとめた資料の3ページをお願いします。
1:07:43	3ページ。
1:07:46	また、次の4ページのところで、
1:07:49	備考欄のところにいろいろ書いていただいているんですけど、
1:07:55	大井と女川両方と違う。
1:07:58	設計の部分があるんですけど、
1:08:01	大井と女川以外の先行プラントも含めて、先行プラントにない、泊オリジナルの設計っていうのはこの中にあるんでしょうか、説明をお願いします。
1:08:24	北海道電力の伊達でございます。
1:08:28	今ご質問いただきました件につきまして
1:08:31	完全に泊大井オリジナルというのに関しましては冒頭ご説明しました緊急時対策所の構成の相違と、
1:08:40	というのがございます。あと、
1:08:43	それに付随しまして、
1:08:47	取りまとめた主右下ページで5ページ目ですけれども、
1:08:51	指揮所待機所間の連絡手段ということで、用意している通信連絡設備につきましては泊独自のを、
1:08:59	設備というふうに認識してございます。
1:09:01	以上でございます。
1:09:08	長大塚で承知しました。では
1:09:11	大井と女川以外の先行プラントと、
1:09:14	同じ設計の部分については、それがわかるように、備考欄に帰っていただくと。
1:09:21	あと泊オリジナルの部分については、どっか、
1:09:26	取りまとめた資料のどこかで、
1:09:29	お集まりのオリジナルですよっていうのがわかるようにまとめていただいてもよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:36	北海道電力の伊達でございます。泊オリジナルの設備と、あと大家女川と同様である設備に、こちらの識別について記載するようにいたします承知いたしました。
1:09:55	規制庁負担証書。
1:10:02	規制庁秋本です。ちょっとだけいいですか。今の話って、ほかのものでも、そう言ってるんですけど初めて聞きました。
1:10:20	北海道電力の高瀬です。初めてではございませんで、基本的に比較表のな中においても、
1:10:30	具体的に先行で実績があるところは、
1:10:34	そういった表現をするようにっていうことをしてます。
1:10:38	取りまとめた資料の頃んところで、
1:10:43	ちょっとそこが行き届いてないところが、すみません。
1:10:48	出ましたんで、きちんと、
1:10:51	記載するようにいたします。
1:10:55	規制庁秋元です大分前からの水平展開事項だっずっと言っているのにもかかわらずできてないってことはちょっと認識していただきたいなと思って今発言しました。大塚さんどうぞ。
1:11:09	規制庁大塚です。すいません。そうですね大井と女川と違うところは、先行のどこのプラントと一緒にのかわかっていうのを、
1:11:18	こちらで調べる前に書いていただければ、
1:11:22	審査も効率化すると思いますのでよろしくお願いします。
1:11:28	はい。続きまして、右下のページで、23 ページお願いします。
1:11:40	緊急時対策所用発電機の件なんですけど、
1:11:51	青いハッチングの塊の、
1:11:53	上から 2 番目の塊の中、
1:11:57	の、4 行目のところで、
1:11:59	燃料の給油時間の余裕確保っていう記載があるんですけど、
1:12:05	これは具体的にどういったことを示しているんでしょうか。
1:12:16	北海道電力の伊達でございます。燃料無給時間記載についてでございますけれども、
1:12:22	嘘。
1:12:24	設計上でございますけれども、1 台で必要な負荷を賄える発電機を、
1:12:31	指揮所に 2 台、待機所に 2 台合計 4 台設置してございますけれども、この 1 台、
1:12:39	まず 1 台で、指揮所の方に給電を続けて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:46	そのあと燃料がなくなってくれば、もう1台ありがとうございますので次の発電機で燃料がまたの状態、はい。置いてございますので継続して運転が可能と。
1:12:59	いうことになってございますので、この時間は燃料を補給しなくても、
1:13:07	緊急時対策所の指揮所と待機所には電源を供給できると。
1:13:10	いうことでございます。
1:13:18	規制庁大塚です。
1:13:22	ちなみに、2台で1セットっていう考え方なんですけど、
1:13:27	1セットのうち1台でも、
1:13:30	化粧または、
1:13:32	待機所の電力が必要な分だけ賄えると考えてよろしいでしょうか。
1:13:42	北海道電力の戸田でございます。1台の発電機で、数縮小をのすべての負荷を賄う。
1:13:50	もう1台し待機所の1台で待機所の電力を賄うことができるという設計になってございます。
1:14:02	規制庁おつかれ承知しました。
1:14:06	発電機1台で、
1:14:08	電力が賄えるんですけど、
1:14:11	一応眉山の1セットとして、
1:14:15	さらにそれとは別に予備を、
1:14:19	合計4台に向けて、
1:14:22	8台保管しているということなんですけど、
1:14:25	予備の4台についてなんですけど、
1:14:30	予備の4台が、
1:14:32	全く同じ仕様で、指揮所と待機所両方で、
1:14:37	どれでも使えるという理解でよろしかったでしょうか。
1:14:42	北海道電力の伊達でございます。ご認識の通りですべて同じ型式の発電機を用意してございます。
1:14:49	以上でございます。
1:14:55	規制庁を使って少々持ってきます。
1:15:12	規制庁使うすいません。とりあえず、以上が多くなります。
1:15:24	規制庁もちょっと発電機のところの考え方だけ教えて欲しいんだけど、
1:15:28	まず、必要台数が、
1:15:32	指揮所に2台、
1:15:37	待機者2台、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:39	そのの、それにそれぞれ予備をして呼んだりっていう、今整理されてますよね。で、
1:15:45	で、んなんだけど、今説明されたのは1台の発電機で、要は指揮所は一応賄えると。
1:15:55	何で2台にしてるんですしたっけっていう。
1:15:58	給油滝とかのために出してる。
1:16:01	そうです。
1:16:02	あのね、
1:16:03	先ほどちょっと一番初め戻ったあれなんだけど、
1:16:09	新井田伊井。
1:16:11	あったら、21号1台あったら、
1:16:14	基本的に、
1:16:16	電源、あその電源構成としてはそれぞれ行くように今してるんですしたっけ。要はその私っていうのは、指揮所にやってるつもりには指揮者もできるんだけど、
1:16:27	構成によってはその発電機を使って、
1:16:32	待機所にも行くこともできるっていうそういう、
1:16:35	構成してるのか。
1:16:37	それは完全独立で、
1:16:39	要は、
1:16:41	縮小用の1台については縮小しかできなくて、
1:16:45	待機所用のやつは待機所用にしかできない、そういう電源構成になってちょっとこのやつが小さくて俺もよく読めないんだけど、どういう構成にしてるんでしょう。
1:16:59	北海道電力の戸田でございます。
1:17:03	原則菱木小においてある2台は、指揮所に給電するもの、待機所に置いている2台は、待機所に給電するものをというふうに分けてございまして
1:17:14	ちょっと冒頭でご説明した接続先の切り換えという方のタイラインの話を少しさせていただきましたけれども、
1:17:24	ケーブルを敷設することで待機所側の発電機から指揮所側に給電するようなこともできるようにはなっておりますけれども、あくまで原則としては、至急の発電機は指揮所に給電すると、待機所は待機所に給電するとそういう
1:17:39	系統にしてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:41	はい。今、大体言われたことで理解しました。
1:17:46	61 ページを見ていただいたので、
1:17:57	はい。
1:17:59	で、あとちょっとさっき言い忘れたんだけど、
1:18:02	これSAの方になるんだけど、
1:18:05	被ばく評価の話内容の話ではなくて、
1:18:10	今識者しか被ばく評価してないですかそれとも待機所しか100、被ばく評価してないところちょっと見た感じどっち。
1:18:17	どっち押す両方まとめてやられてるのがちょっとわかんなかったです。教えてもらいます。
1:18:22	はい。北海道電力の鍋田でございます。被ばく評価につきましては
1:18:28	原子炉さ、格納容器の方からですね近いのが指揮所の方になってますので、指揮所の方で代表しているような部分もございますけれども、いずれの
1:18:37	建屋においても、この巨
1:18:40	強化した結果、以下であるという整理でございます。
1:18:49	はい両方やっているということでございます。両方やってる結果っていうのが提示されてますから、だけなんです。
1:18:56	要はちょっと私言ってたのは、
1:19:00	この構造上見ると、確かに縮小が、の方が炉に近いので、代表させるっていうんだったら、そういう考え方もあるんだけど、
1:19:08	例えば柏崎で別々の待機所と運営と宿舎が別々になってるところは、それぞれ100ミリ以下になるっていうのを確認してるわけですよ。で、それはそれぞれ理由があるんだと思うんだけど、そこの理由、整理してますかっていうだけなんですけど。
1:19:24	別々にある場合の、
1:19:26	はい。北海道電力の鍋田でございます。指揮所と待機所です。指揮所の方が高くなる部分については
1:19:35	指揮所の方で代表するということで、待機所の数値についても指揮所と同じということで整理をしております。
1:19:45	はい。書いてございます。
1:19:51	はい。とりあえず私は以上です。
1:20:03	等、規制庁の片桐です。比較表の右下通しで89ページお願いします。
1:20:16	これ一番上に緊急時対策建屋って記載があるんですけどこれって間違いですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:30	北海道電力薄井ですこちら誤記になりますので修正します。
1:20:34	規制庁片桐リースで次 96 ページお願いします。
1:20:40	ここの気密性のところ真ん中辺にも、緊急時対策建屋外への排気量って いう記載があるんですけど、ここも、
1:20:50	同様ですか。
1:20:51	はい。こちらも大分同様になります大変申し訳ございませんでした。
1:20:55	規制庁、西出阿藤。
1:20:57	この青のハッチングがかなり見にくくて、特に緑文字だとほとんど読め ないのでちょっとそこら辺気を使っていただければと。
1:21:07	思いますよろしくお願いします。
1:21:09	かしこまりました。
1:21:11	これも記載なんですけど、100 日通しで 198 ページ、お願いします。
1:21:24	ここ一番下に保管場所図何たら 2 って書いてあってこれ多分両方間違っ てると思うので見直しておいてください。
1:21:43	具体的に多分図 4-5 について書いてあるとかいうの中とかじゃないのか なと思う。
1:22:03	北海道電力の藤でございます。ご指摘いただきました通り誤りでござい ましたので、修正をいたしたいと思います。大変申し訳ございません。
1:22:12	規制庁からイチゼロ修正をお願いしますとあと、通しでちょっと戻るん ですけど 134 ページをお願いします。
1:22:26	ちょっと図が小さくなってて見にくいんですけどもさっき発電機の話が ありましたけど、指揮所と大社待機所の間に 4 だって、
1:22:37	さらに 4 台予備ってこの 2 号と 3 号の間にある。
1:22:41	黄色い三角の場所っていうことでよろしいですか。
1:22:53	北海道電力の戸田でございますその通りでございます。
1:22:57	規制庁が 1 個、必要になったら自動車みたいなんと一体型のやつから持 ってきて、つなげて使うっていう理解ですか。北海道電力の藤ござい ます必要になればこの場所から緊急時対策所の方に移動してくるとい うことでございます。規制庁片岸了解しました。これ
1:23:15	多分時は読めないんですけど、TP 約+なんたらって書いてるので、
1:23:20	ちょっとそこも何かプラスは適正化するっていう話だったんで、ここも 併せて忘れないようにしておいていただければと思います。
1:23:29	北海道電力の伊達でございます。承知いたしました。申し訳ございませ ん。形状はぜひ私からは以上です。
1:23:44	規制庁秋本です。DB の 34 条の比較表の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:23:49	74. 、ごめんなさいすいません、上から、
1:23:53	53 ページなんですけどさっきも宮本からもあった話なんですけど、話に近いんですけど、
1:24:01	結局これって、上屋っていうのは、屋上にあるわけじゃなくて、建物の中にあって、天井はあるんですけど。
1:24:13	北海道電力戸田でございます天井はございます。
1:24:17	規制庁の秋元そうしたら、これって、断面図とかって、
1:24:22	容易にしてもらうことってできますか。
1:24:30	北海道電力の伊達でございます。図面の方を用意して掲載したいというふうに考えます。
1:24:36	規制庁脇本です何かちょっとこれから、これだけ見てると、何か上についてるのが何か何だろう、位置関係が、高さ関係がよくわかんないんで、その観点でちょっと理解したいなというだけですので、
1:24:51	つけられれば、お願いしますというところと、
1:24:56	通しの 74 ページですけど、
1:25:01	これは確認だけなんですけど
1:25:05	右上に赤字で泊に女川のように、接続の一部を行ってないんだけど、信頼性を確保してるっていうことは、あれですよ接続は複数は一応あって、位置的分散だけしてないよっていうことを言っているっていう理解でいいですか。
1:25:23	北海道電力の藤でございます。その通りでございます。
1:25:27	規制庁秋元ですはかりました。
1:25:31	あれですよこれって。
1:25:34	結局どっかの者と一緒なんですよね。
1:25:39	飛び抜けてるわけじゃないっていう理解でいいですよ。
1:25:44	北海道電力の伊達でございます。接続孔を o f f 二つ二口も設けていて位置的分散をしていないというのは
1:25:53	今、横井新野。
1:25:55	大井さんと比較してこのページは違います大井さんも同様に、
1:26:00	井関分散計ってないと、PWRの車も他にもございます。
1:26:05	はい。規制庁秋本ですわかりましたさっきも小塚からあったように赤字になってると、ちょっと何て言うか、我々、我々って言い方としてあるかもしれないけど私は、
1:26:15	この赤字で、特に論点なのかなっていう見方をするんですね。で、だから、何かと同じって書いてあったら麻生っていうことになるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:26	皆さんの設計個人は何かできれば、正当化消磁っていうか何か主張して欲しくて、
1:26:32	門前全く問題ない設計方針なんですっていうことを理解したいだけなので、
1:26:36	可能であれば、大井と同じってか、ここの部分だったら書くとかですね、していただければ、効率化に繋がりますというところだと、75ページは、
1:26:49	ちょっと他場所の話あってSAっぽいんですけど、保管場所って、たまたま翁長があったんで、あれですよ位置付けて、
1:26:58	あれ、さっきもあったんでしたっけちょっと保管場所って書いてあるけどこれは動かさないんでしたっけ。
1:27:04	学内でここへ、ここで接続するっていうだけ。
1:27:08	ですか。
1:27:13	北海道電力の伊達でございます。今おっしゃられた保管場所というのは、
1:27:18	発電機ですね。
1:27:21	緊急時対策所に置いてある、真ん中に置いてある4台については現在もこの位置に置いてあってこの1のまま使用すると、で、
1:27:31	これが交渉ですとか、した場合においては離れた位置のところから持ってきて使用すると、そういうことでございます。
1:27:41	規制庁秋本ですそれはだからあれですよ女川も同じ位置付けですかね。
1:27:52	北海道電力の伊達でございます。女川さんで言います予備電源車につきましては、当社と同じ位置で緊急時対策所と離れた位置に、
1:28:03	保管してございますので使用時には持ってきて、接続をします。
1:28:08	予備はそうですね一方で翁長さんが緊急時対策所に給電する設備として常設代替電源設備ガスタービン発電キーがございますけどもこれは
1:28:21	電池がたのものでございますので当社の電源の構成とはちょっと違うと。
1:28:27	いうものでございます。
1:28:30	規制庁秋本です。だからもう聞きたいのはモバイルは、
1:28:35	同じ考え方じゃないのかなって今5列見ててそう思ったんですけどそうでもないですか。
1:28:41	北海道電力の戸田でございます。モバイルの考え方については同様でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:48	規制庁秋本です。わかりました。すでに 178 ページ、これ、泊だけついてるんですけどという紹介があったんですけど、あったんですが、12 の SFP の発災の話って、1.0 で、
1:29:04	まとめるんじゃないかなって思ってたんですけど、そういう整理に。
1:29:08	普通、
1:29:09	敷いてたんじゃないかなって思ったんですけど。
1:29:15	これって何か、なんでさ、しかも 34 条って、
1:29:19	いや、わざわざ何か女川大飯にもないものを載せなきゃいけないんですけど。
1:29:43	北海道電力の多田でございますおっしゃる通り技術的能力の 1.0 で整理をしてご説明する内容ではございますけれども、このとき当社の
1:29:54	の審査会合です緊急時対策所の、
1:29:57	介護やったときに
1:29:59	この
1:30:00	つけてご説明をしたという経緯もございまして、今、34 条の資料の方に入っているという状態でございます。
1:30:10	規制庁アキモそれでもあれですよね結局、最後のまとめ資料っていうのは、先行と同等にするんじゃないんですけどその整理上す
1:30:20	なんていうんでしょう
1:30:22	なんだろうな、順番だったりもそうですけど。
1:30:27	そう。そうならないんですかここは。
1:30:43	北海道電力の安藤でございます。おっしゃる通り
1:30:46	他のところでも技術的能力も入ってますので、ここは削除する方向で対応したいと思います。
1:30:56	規制庁あげます。別に削除しろとは言っていないのでちょっと適切な方法にしていただければ、構わないかなと思います。はい。34 条私から以上です。
1:31:10	規制庁根津他ありますか。
1:31:12	すいませんちょっと私のところで一瞬だけなんですけど記載だけで 121 ページなんですけども、
1:31:18	これちょっと DB の 30 条の方なのかちょっとわからないんですけども気ガスの侵入防止対策のところ、
1:31:26	設備のそういった書いて津波監視カメラで泊書いてあって、大岩屋外監視カメラって書いてあるんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:34	これあの大井の方は、何か中央制御室 26 条か何かの外の状況は、確認するカメラなのかなと思うんですけど五条の津波の監視カメラで
1:31:46	何かこう、状況確認しますみたいなプラントってあるんですか。
1:31:56	あ、規制庁ですちょっと気になったのは、一応津波監視カメラってその津波の襲来状況と確認するカメラで、それを、5 条適合につけているものをここ、
1:32:08	使うのかなっていうところだけあって他のプラントであれば、そうなんすけども、
1:32:14	ちょっとそこ整理していただけたらと思います。
1:32:16	北海道電力の安東です調べまして、整理したいと思います。
1:32:22	はい、規制庁です他ありますか。
1:32:34	はい、規制庁ネットでは 34 条のヒアリングは衛藤。
1:32:38	これで、こちらからの確認は、
1:32:40	これで終了したいと思いますけれども、
1:32:43	衛藤。
1:32:46	ウェブで出席の規制庁側の方に確認事項ございますでしょうか。
1:32:53	はい。
1:32:56	規制庁のそれでは、
1:32:58	S Aの方については、
1:33:01	ちょっと 1 回休憩を挟んでから再開したいと思います。
1:33:07	規制庁のそれでは
1:33:09	10 分間休憩して、再開したいと思います。それでは一旦ヒアリングを中断します。ありがとうございました。
1:33:23	規制庁の植田です。そうしましたらですね、ヒアリングの方を再開していきたいと思います。
1:33:30	次は、さっきも説明は一通り受けていただいたしていただいたので、
1:33:36	61 条の方からですかね。
1:33:39	質疑に入りたいと思います。
1:33:44	規制庁アキモトですそれではちょっと
1:33:48	江藤氏、渋谷の方も参加しているので被ばく評価から先、確認していきたいなと思うんですけどよろしいですか。
1:33:58	補足説明資料の比較表の
1:34:03	158 からで、
1:34:06	いいですかね。はい。
1:34:09	ちょっとまず私カラーなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:13	ワーク評価関係は 163 ページのところで、
1:34:20	あれですよね泊 3 号のところですか。SCATTERINGコードですか。
1:34:26	これってあれですよねPは大体これを使っているっていう理解でいいですか。
1:34:41	はい。北海道電力の鍋田でございます。はい、ご認識の通りで、こちらスカッターリングコードPWRの方で使ってるコードとなっております。
1:34:50	規制庁秋本です。わかりました。
1:34:53	それで、
1:34:56	165 ページは、被ばく評価の主要条件なんですけど、
1:35:02	0 から 24 時間のところを書いてないのは、一応もう 24 時間からスタートっていうのは、PPはこうなってるんですけど。
1:35:14	はい。北海道電力の鍋田でございます。
1:35:17	衛藤被ばく評価上はですね 0 から 24 時間の間は放射性物質の放出がございませんので、こちらについては評価条件としては考慮する必要がございませんというところも含めて 24 時間から記載させていただいております、
1:35:31	先行PWRでも同様の記載と認識してございます。
1:35:37	規制庁秋本ですそれで 182 ページのところなんですけど、棄却検定やっていますよっていうところなんですけど、
1:35:47	これが今回は 3 項目。
1:35:51	でしたっていうことなんですけど、これ何項目だったら駄目とか何かあったんですけどそういうのって。
1:35:58	はい。北海道電力の鍋田でございます。
1:36:01	こちらにつきましてはですね 4 項目以上ですと少し検討の必要がございますということで過去の
1:36:11	過去の先行プラントさんではそういったような整理になってございます。
1:36:17	規制庁秋本です。参考までにちょっとその過去のっていうのをちょっと教えてもらってもいいですか。何の、どの社とかがって聞けますか。
1:36:32	ございませんそちらの項目数に回答できません申し訳ございません。
1:36:39	規制庁アキモトですそしたら参考までで構わないので次回ちょっと押し、説明していただけたらと思います。
1:36:47	電力の上田です。承知いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:52	規制庁アキモトです 187 ページのところですけど、
1:36:57	泊は 3 号単独評価であるため女川同様のユニットの重ね合わせを考慮しないって書いてあって、多いですよこれ。
1:37:07	違って、
1:37:09	あと北海道電力の別府です大変申し訳ございません、動きになってございます。
1:37:18	規制庁の木本でそれで 194 ページのところは、
1:37:22	地表面人弱率を 4 倍として設定しているけど結局これって保守的な評価をやっているっていう理解でいいんですよ。
1:37:35	はい。北海道電力鍋田でございます。はい。おっしゃる通りでございます。
1:37:45	規制庁秋本ですそれで 312 ページですね。
1:37:49	大分飛んで、ガイドとの関係を説明してるところなんですけど、
1:37:55	ちょっと確認、事実確認は、
1:37:59	上の、上から 2 パラ目で上記の結果にもち結果を用いて、原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく線量計算式。
1:38:11	原子炉たって、屋内でいいんですってこれ。
1:38:18	北海道電力の鍋田でございます。江藤。ただいまのは 100312 ページ上から 2 パラグラフ目の長期 C の結果を用いてのところと認識してございます。
1:38:29	こちら、言葉の使い方なんですけれども、原子炉建屋内の線量という線源といたしましては原子炉格納容器内の数、友野で PWR で評価していますので、
1:38:40	こちらの表現で問題はないと考えますけれども、先行 PWR さんの北井記載に合わせた方がですね説明性としては良いかと思しますので、
1:38:49	大井さんの方を参考にして原子炉格納容器内の方に、
1:38:53	修正させていただこうかなと考えました。
1:38:57	はい。申し訳ございません。規制庁秋葉です。別にあれです直して欲しいとか、そういう意図はなくて原子炉建屋内っていうのでよければ、全然それで、
1:39:07	建屋内っちゃ建屋内なんで、大丈夫かなとは思んですけど、ちょ、ちょうど直上というか、直前が原子炉格納容器ないのって書いてあったから、
1:39:18	あれって思っただけなので、適切な方だったら、全然構わないので、そこはちょっとお任せ、もちろんお任せします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:28	はい。
1:39:36	規制庁秋本です 317 ページは、
1:39:41	1、下の青字のところですけど当社のみ、空気流入率は考慮しないこと 再掲って書いてあるじゃないですか。
1:39:49	これなんで、
1:39:50	何かの理由は、記載方針等の相違で当社のみっていうのはちょっと、こ れが意味がわからなくて、別に、
1:40:00	書かなくていいんだったら、
1:40:02	上に書いてあるっていう理解なのか。
1:40:06	なんでこれを再建しないとイケないのかよくわからなかったんですけ ど。
1:40:11	はい。北海道電力の鍋田でございます。こちらの記載につきましてはこ れまでの審査の時に一応記載させていただいたものであえて削除する というのが少し、
1:40:22	違和感があったので、来てないんですけどもセンコーさんと同じ状況 ということで、意味するために消した方がいいかなと考えますので、少 し修正の方検討させていただきます。
1:40:35	規制庁アキモトですとどっちが正解っていうわけではないんですけど、 今って、どんどん合わせにいくっていう作業をしているのであれば、
1:40:44	そういうことなのかなっていう気もしてますが、ちょっと検討してみ ただければと思いますので、
1:40:51	319 ページは、
1:40:55	ちょっと細かいところですけど、4.2 の (3) 、1 真ん中のところすけ ど、
1:41:01	3 号炉単独関西を想定し評価している。
1:41:06	女川は重ね合わせは考慮しないってなって、
1:41:11	何ていうんでしょう。何かこうぶんを変える意図がちょっとよくわか ないなと思ったんですけど、何か理由がありますか。
1:41:19	北海道電力の鍋田でございます。こちら同じことを表現したい文章で ございますので記載の方、先行さんを参考にさせていただきたいと思 えます。
1:41:28	規制庁秋本です。何か理由があれば全然いいんですけどはいわかりま したそれで 324 ページは、
1:41:36	これもそうなんですけど泊のみ投影面積の考え方を示している。
1:41:41	何でって、これなりません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:44	いや別に悪くあるかないのかもしれないですけど、
1:41:47	コアで、さらに言うとこれ、そっかごめんなさい、マスキングなんですけど、何かあれですか、入れたい理由が何かあったりするんですか。
1:41:57	北海道電力の鍋田でございます。こちらです先ほどと同じで一度お示ししていて、削除するのがというだけのことでございまして、少しセンコーさんに倣ったような考え方にしたいと、検討させていただきます。
1:42:10	規制庁脇本嶋ちなみに何かを、翁長大井だけじゃなくて他のもので何かこうしてたんですっていうのも一つの理由になるかなとは思うので、
1:42:21	何ていうんでしょう。完全に合わせ込みにいくっていう、
1:42:25	いうのも一つだし、いいところは取り込むみたいなのもあり得るかなとは思うので、何か、
1:42:31	何だろう、書いてる理由が何かあるんだったらそれを主張していただければ、
1:42:36	いいかなとは思うので、はい、そういうところですよというところですね、別に完全になんていうか、形成とか、そういうこと言ってるわけではないということだけご理解いただければと思います。
1:42:47	はい、被ばく評価のところ私は以上ですけど、鈴木さん何かありますでしょうか。
1:43:00	すいません。
1:43:03	大丈夫ありがとうございます。
1:43:13	清町の新居です。
1:43:15	ちょっと比較表は字がちっちゃいんですすいませんまとめ資料の
1:43:22	資料のゆ 4-1-2 っていうこちらの方でちょっと質問をさしてください。
1:43:29	ちょっと確認と、
1:43:31	通しページで、資料の 4-1-2 の 93 ページなんですけど、
1:43:39	表の 1、2、大気中への放出放射エネルギーが、グロ数値で書かれてて、
1:43:47	希ガス以下ランタン類まで、
1:43:51	ベクレルで書かれてるんですけども、
1:43:56	この表を出されるにあたっておそらく最初に泊 3 号炉の炉心の構成とか、
1:44:05	MOX 燃料が入ってるとかで、4 万ぐらいいいんだったかと思うんですけど、燃やした後の何ていうかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:44:14	まずは炉心内の各核種のインベントリを出してそれ2、1F1F事故相当のガイドで決めてる。
1:44:24	大気への放出割合を掛けかけて出したと思ってるんですけど、
1:44:29	その表1の出し方はそれでよろしいですか。
1:44:34	はい。北海道電力鍋田でございます。はい。今おっしゃっていただいた通りの方法で計算の方をいたしてございます。
1:44:41	規制庁の永江です。ちょっと私ざっと見たんですけど、泊3号炉の希ガスとかヨウ素とかセシウム以下この表1の各週の
1:44:52	それぞれの
1:44:54	インベントリーっていうかオリエンとか何とかで計算されるんだと思うんですけど、その評定、これちなみに
1:45:02	んど、どこに結果載ってますかねちょっと私見落としたかもしれないんですけど、
1:45:18	あと北海道電力の安井でございます。直接的には資料の中に載せてないんじゃないかなと思いますすいませんと、ちょっと私も突貫で今日来てるので、はい、きちんとしてお答えしてございます。
1:45:30	ちょっと一応インベントリーがあってそれからガイドの放出割合の掛け算になるんで、ちょっとイベントリーがないと。
1:45:40	この表の1の、
1:45:41	被ばくのベースになるグロスのベクレルがちょっと出てこないんで、イベントリーのその計算されてると思うんで、
1:45:51	それをちょっと示していただければと思います。
1:45:55	該当電力の安井でございます承知いたしました。
1:45:59	あ、規制庁ならずよろしくお願いします。それから93ページの、
1:46:03	同じく
1:46:06	表にあるんですけど緊急対策所の
1:46:10	相対濃度と相対線量が書かれて
1:46:14	金、緊急時対策所と書かれてるんですけど、先ほど議論前の、
1:46:20	場でも議論になったんですけど、この緊急時対策所でこの被ばく評価で想定してる、多分何ていうんすかねソースに近い。
1:46:31	その直接線とかが一番厳しくなるであろう、想定としては
1:46:39	一番近いということで、格納容器に近いところの建屋、四つある建屋の一番
1:46:46	格納容器に河内家近くで、直接線とか、スカイシャイン線とかが、
1:46:52	一番厳しくなるようなところの場所を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:57	代表点として階級とかで茨城を設定してるっていう理解なんですけど。
1:47:03	その理解でよろしいですか。
1:47:06	はい。北海道電力の鍋田でございます。
1:47:09	衛藤今開いていただいている本体の資料ですと、少々お待ちください。
1:47:15	61-6-27 ページというところに、
1:47:21	6-27 ページというところで、被ばく評価に用いる大気拡散評価についてという資料の方添付させていただいております、
1:47:30	こちらですね
1:47:34	ちょっと松木になりますけれども頭脳. 3-1 というところでそのさらに上の方ですね格納容器等空調屋等の位置関係示してございまして、おっしゃっていただいた通り、
1:47:45	一番近いかどうかというところを評価してございます。
1:47:49	規制庁の長江です
1:47:51	えっと、そのちょうど 96 ページの絵でいくと、
1:47:55	ちょっとパスが、1234 ってあっておそらくその厳しいのは多分今想定されてる。
1:48:03	1 だと思ふんですけれども、このモデル、モデルで、図の 2 のモデルでいくと、
1:48:11	例えばですけど、
1:48:13	建屋の上のところとか 2 その F P が積もったり、或いはそのグランドシャインって書いてますけど、地上に落ちたやつで、その交代要員がこう変わる時にこう、
1:48:25	アクセスするときの線量とかも入ってるかと思ふんですけど。
1:48:29	例えば四つの建屋で、
1:48:32	壁厚とか天井は津金
1:48:35	違ってくるんじゃないかと思ふんで、
1:48:38	代表で、最初 93 ページに出した
1:48:42	金対象の一番あれですかね
1:48:46	手前にある建物能の想定が、
1:48:50	こういったいろんな被ばく評価のパスというか、
1:48:56	そういうものを全部踏まえても、
1:49:00	四つの中で一番厳しいんだよとか、そういう、そういうところのもう少し定量的な
1:49:06	何ていうんすかね
1:49:08	分析なり、追加を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:11	していただいて、この四つの中では、この建屋を代表選手として、こうやって問題ないんだっていう、
1:49:21	そういう、そういうところの
1:49:23	ちょっと追加の
1:49:26	なんですね考察というか
1:49:29	評価の前提を妥当とするような方法。
1:49:32	補足をしていただきたいんですけども。
1:49:38	はい。北海道電力の鍋田でございます。はい。ただいまのコメントを踏まえさせていただきます
1:49:44	この相対線量相対、相対線量であったり相対濃度というのが、最も厳しいんだということがわかるような、ちょっと補足をさせていただきますと考えます。
1:49:54	規制庁奈良ですよろしく申し上げます。それから続いて97ページのところなんですけれども、
1:50:04	ここで表の4のところ
1:50:09	方針、
1:50:12	田井加来さんと柿木
1:50:14	居住性の被ばく評価条件の使用条件が書いてあるんですけど、大気拡散条件のところに先ほど話ありましたけれども、
1:50:24	いきなり放出継続時間があるんですけど放出開始時間っていうのが、24時間だと思んですけど、ちょっとそれをちょっと加えていただきたいんですけど。
1:50:36	よろしいでしょうか。はい。北海道電力の鍋田でございます。ただいまの表4の方にですね放出開始の時刻の方を追加で記載するように修正させていただきます。
1:50:47	規制庁長井です。
1:50:49	それから
1:50:51	同じくその表の4の着目方位のところに、建屋交流側の広がりの影響を考慮した結果っていうことで、その着目方位に方位で
1:51:01	一部漫画が書いてるんですけど、
1:51:05	一応何て言うんすかね原子炉の格納容器から、
1:51:10	の建屋効果で
1:51:13	さっきの江田と格納容器にクレジットをとってるような形なんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:19	その他の建屋っていうのは考慮せずに、格納容器キーの建屋効果っていうのを考えてるんだっていうふうにご理解してるんですけどそれによろしいですか。
1:51:31	はい。北海道電力の鍋田でございます。はい、ご認識の通りでございます。格納容器の影響を考慮してございます。
1:51:39	わかりました。
1:51:41	それから
1:51:43	とですねこの表の4の中に大気拡散条件の放出継続時間ということで、
1:51:49	希ガスが1時間で、その他のヨウ素とか粒子だと思んですけど、10時間となっていて、
1:51:56	2ページ後の99ページの表の添の1-1っていうところ、2、
1:52:07	ここで
1:52:09	やっぱり保守継続時間希ガス1時間その他10時間にしてるんですけど、101ページに行くと、
1:52:17	評点の1-3の、
1:52:21	大気拡散条件3括弧3分の1のところを実効放出継続時間は、1時間に全部されてるんで、
1:52:29	ちょっと確認なんですけど。
1:52:32	江藤放出継続時間は希ガスと、希ガス伊賀飯野ヨウ素とか粒子のもので、その1時間10時間を
1:52:41	それぞれ使っているのか或いは、
1:52:45	ヨウ素とか、そういった粒子についても、希ガスと同1時間にしてるのかと、これはどちらでしょうか。
1:52:54	はい。北海道電力の植田でございます。こちらはですね表1.1-3に記載の通りでございます。すべてのものについて事故放出継続時間は1時間ということで評価してございます。
1:53:06	規制庁の流れでそうする等、
1:53:10	実態としては、そのきが数は1時間で、
1:53:15	要素とかその他のもの10時間なんだけれどもすべて、保守側に、1時間として設定して厳し目の評価をやったっていうことで理解して、
1:53:26	言いますけどそれによろしいですか。
1:53:28	はい。北海道電力の植田でございます。はい、ご認識の通りでございます。
1:53:33	あと前の表とですね、この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:36	表の1-3、評点の1-3の3分の1っていうそのこのところの、何ていうんすかね
1:53:42	関係性がね、
1:53:45	書かれてルー書かれてはいるんですけど、明示的に、そういう設定をしたんだということをちょっと明示的にこう書き加えていただけるとわかりやすくなるんですけども。
1:54:00	はい。北海道電力鍋田でございます。ただいまのコメントといたしましては評点1-3の方ですね実行系放出継続時間の方に、他の物10時間のものもあるがというようなことを明示的に記載するようなことで少し検討させていただきたいと考えます。
1:54:18	規制庁長井ですよろしくお願いいたします。
1:54:22	それから
1:54:26	あと103ページのところなんですけれども、
1:54:32	これも四角囲いであつたと思うんですけど一応
1:54:36	表の添の1-3の3分の3のところなんですけど、一応巻き込みを生じる代表建屋とかあと、あと着目方位のところには以降、選ばれてるんで、
1:54:50	これはわかるような図が、地裁図で四角囲みではあつたと思うんで、あれで見てくれとそういう理解でよろしいですかね。
1:55:01	北海道電力鍋田でございます。江藤先ほど縁私の方からお示した添付3の、
1:55:09	図のお話と認識しましたが、
1:55:11	そちらで確認をしていただきたいと考えてございます。わかりました室長の中ですわかりました。
1:55:18	それから
1:55:20	105ページのところに行っていたいて、
1:55:25	評点の1-5で、直接線、直接ガンマ線、スカイシャイン線ガンマ線の、
1:55:31	評価条件のところなんですけれども、一番上のところで、その原子炉格納容器への放出割合で、入力1465のガイドの割合が書かれてるんで、
1:55:45	これについても何ていうかやっぱインベントリーがあって、
1:55:49	ガイドで、指定している入力146号の
1:55:55	何ですかね、格納容器内へのその放出割合を掛けて、そのソースを決めてると思うんで、ちょっと具体的な数値を
1:56:05	どっかに計れ
1:56:07	書かれてるからちょっとパッと見当たらなかつたんですけど、具体的な

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:12	インベントリーであったりそのガイドの放出割合の責任になって、こういう値を前提にして、直接線スカイシャイン線の評価の、
1:56:21	ソースを作ってるんだっていう、そういう、
1:56:29	少々お待ちください。
1:57:02	北海道電力の鍋田でございます。こちらのずれ、表ですすねわかるように地域の方をさせていただきたいと考えます。以上です。
1:57:15	規制庁永井ですよろしくお願いします。
1:57:19	それから、
1:57:23	111 ページのところ被ばく評価に用いた木気象資料の代表性っていうことで、
1:57:30	その前、前にも、今のところで
1:57:34	他の条文のところでコメントしたと思うんですけど、
1:57:39	B、Bポツのデータ統計機関の
1:57:45	実際被ばく評価で使われた 1997 年の 1 月から 12 月と。
1:57:52	ここでもまだ
1:57:54	2011 年、2020 から 2020 年っていう、
1:57:58	至近のやつと、こう比較されてるんですけど、ちょっと母数が違うっていう指摘したかと思うんですけど、ご理解いただいていますかね。
1:58:11	北海道電力の安井でございます。こちらの方はですねデータを小樽であれば、ちょっと古いんですけども、1988 年から 98 年。
1:58:23	スーツはですね、98 年から 2007 年のものをちょっと使って検定の方しようという方向で今ちょっと進めておるところでございます。
1:58:34	規制庁奈良です。今安井さんおっしゃったのは、勸奨のデータですよ。それと、その発電所のデータも当然同じ時期のものがあるからと。
1:58:43	そういう理解ですね。北海道電力安井でございます。その通りでございます。
1:58:48	でもないです。ちょっとやっぱり統計のその F 検定をやる前提のその母数は共通である 10 年というのは前提になると思うので、なるべく早くちょっと確認を。
1:59:00	していただければと思います。
1:59:03	私からは以上です。
1:59:14	網野ですけど中身 109 ページのところで、
1:59:20	ちょっと確認なんですけど先ほどお話あったように、緊急時対策所って二つあるんだけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:25	この緊急時対策所の空調バウンダリーの体積で 650 って書いてあるのは、二つ合わせたものなのか一つなのか、これどっちでしたっけ。
1:59:36	北海道電力の鍋田でございます。こちらにつきましては片方のものになってございます。
1:59:44	今までそうするとこの緊急時対策所のっていうのにんってしまうと、二つを足してるような、
1:59:53	表現になってしまうので、そこはしっかり全体的に間違わないように、
2:00:00	表現しておいていただいて多分読んでも多分おそらく一つのこと言ってるんだろうなどは認識してたんだけど、
2:00:06	日本語の整理のところで緊急時対策所を二つを足して緊急対策所っていうふうに整理してるのであれば、そこは書き分ける必要があるかと思えますので、よく確認してください。いいですかね。
2:00:19	北海道電力鍋田でございます。はい。こちらの方、
2:00:23	確認をさせていただきます申し訳ございません。
2:00:31	あ、規制庁のです。ほかに質問ある方。
2:00:34	いらっしゃいますか。
2:00:44	規制庁の尾野です。では
2:00:48	次いっ. 18。
2:00:50	以上やっちゃっていい、いいですよ。すいません。
2:00:54	規制庁秋本ですそれではじゃあ、続いて 61 条の比較表の本文に行きたいと思えます。
2:01:03	まずは、取りまとめた資料の 1 ページのところなんですけど、
2:01:14	これがすみません、1-2 のところの、c ポツで、他社審査会合の指摘事項等を確認した結果変更したものの中で空気ボンベによる、あ、ごめんなさいこれか。これ説明しましたね。女川でしたっけ、伊達か BWR でしたっけ。
2:01:30	今、質問しちゃったらこれ他社ってどこって思っただけなんですけど。すいません、空気ボンベによる加圧の停止条件。
2:01:38	女川でしたっけ。
2:01:45	北海道電力の伊達でございます女川にブロードでございますはい。
2:01:54	規制庁秋本です。それで 3 ページ行っていただくと、
2:02:04	14 番と 15 番が一
2:02:09	あれですよ何か SPDS が、
2:02:12	テレコになってるこれ DB でも話したような気はするんですけどすいませんちょっと確認だけなんですけど S d - D S P D S は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:22	泊の場合はどっちになるんでしたっけ。
2:02:26	上、上ですか。はい。北海道電力の笹木でございます。ですねまず14番に記載しております女川の記載ですと安全パラメータ表示システム学校SPDSと、
2:02:37	当社の記載ですと、緊急時対策所情報収集設備、
2:02:42	この名称は設備の総称になってございます。
2:02:46	15番16番、17番に記載しております個別の設備名、この三つを、
2:02:52	含めた形で緊急時対策所情報収集設備と当社で行ったり、
2:02:56	女川さんですと、データ収集装置とSPDS伝送装置、また表示装置を含めて、安全パラメータ表示システムというふうに呼んでいらっしゃると思います。
2:03:07	というような整理になってございます。以上です。規制庁秋本氏は一応これで対一にはなっているっていう理解でいいんですかね、設備としての対比は対一になってございまして先ほどデービー側でご説明させていただきましてけれども設置箇所が違ったり、接続が違ったりというのが実態となってございます。
2:03:28	規制庁秋本ですわかりました。4ページのところで取りまとめた資料3ですけど、①で、
2:03:36	これってあれなんですかねさっきもあったかもしれないですけど
2:03:40	どこに設置するっていうのは、別に書かなくてもいいんですかね、すみません緊急時対策建屋に設置する。
2:03:49	建屋内に設ける。
2:03:53	構成する設計とする。
2:03:56	あれですかこれ、どっかから、どっかの
2:03:59	構文を招いてきたとあって、そういうのあたりしますか。
2:04:04	北海道電力山崎でございます。こちら、泊の独自の記載でございます。
2:04:21	規制庁秋本ですわかりました。
2:04:24	7番、⑦ワー、ディーゼル発電機燃料油ちょうちょ郵送。
2:04:33	でしたっけ、燃料いう貯留槽、燃料用ですか。はい。
2:04:38	それって、これってあれですか二つ、女川って、
2:04:43	翁長大井も二つあるんですけど、泊は1個だけっていうところで少し引っかけたんですけど、これって、
2:04:52	別にあれですか先行他社と見劣りしないんですっていう理解でいいですか。
2:04:59	ちょっと気になったのは、多分、多分というか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:05:02	もしかしたら、可能な限りの共通要因を排除するっていう観点で、二つ設けている者もいるかもしれないってちょっと思ったんですけど。
2:05:13	ここは別に、静的機器だし、
2:05:17	二つ。
2:05:19	いらないよっていう理解をしているのか、そこを何か説明できますか。
2:05:28	北海道電力山崎でございます。
2:05:30	ここに記載の通り、大飯女川泊ともに7日間以上、対処可能な対応可能な備蓄量を確保しているという点で、遜色ないというふうに認識してま
2:05:51	北海道電力の山本でございます。補足をさせていただきます。大飯34号炉、こちらにつきましては燃料溶融貯蔵タンク重油タンク、こちらが
2:06:01	ございます。これは泊のディーゼル発電機燃料貯油槽に相当するものでございまして、33条のDGの燃料、
2:06:08	7日間燃料を保有するという燃料を泊の場合はDGの燃料貯油槽のみで保有していると。一方大飯発電所の方につきましては、燃料貯蔵タンクのみならず、重油タンク、
2:06:22	を増設して、こちらの方から、
2:06:26	タンクローリーで輸送して
2:06:30	供給するというような構成になってございまして実態としては同じ、併用量有するものというものでございます。
2:06:39	規制庁秋元です。は、容量は、多分だから足りる足りないはまた有効性評価で見ていくことになると思うんですけど、
2:06:49	だから、設計思想として別に一つのタンクというか、
2:06:53	十分そのSMDDBもわかるものが一つあれば、
2:07:01	別になんていうかね、忌避基準にも、別には抵触しているわけじゃないし、
2:07:07	いいですっていうふうな考え方っていうことですかね。
2:07:12	はい。北海道電力の山本でございます関西電力さんの大飯発電所以外のところについては当社と同様に、一つのタンク、
2:07:21	で保有しております、それで給油するような、給油DGにも給油するような構成になってございます。大井に関しましては、
2:07:32	同じ燃料貯油槽の燃料貯蔵タンクの多分近くに置くことができなくて遠くの場所に置いているものと推察いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:42	我々の方は同じ場所に置ける場所ということで、場所の確保の問題だと思ってます。規制庁秋本ですわかりました。
2:07:51	で、6 ペイジーは、
2:07:59	これはあれですかね 13 番。
2:08:02	ウワー。
2:08:04	結局だからあれですよ、アニュラス。
2:08:08	への漏えいを考慮しないっていうのはこれ抗弁、ごめんなさい、質問したいのは先行で先行と、
2:08:15	一緒です、いいんでしたっけっていうだけです。
2:08:20	北海道電力の鍋田でございます。江藤はいこちら先行と一緒に考え方でございます。
2:08:26	規制庁が決めてそれってどことか、わかっています。
2:08:35	えっと、
2:08:36	PCCVのプラント以外ですので、構成CVでは一緒に考え方でございます。
2:08:53	はい。
2:08:54	規制庁秋本にそれで本文側行っていただいて、
2:09:04	13 ページのところですけど、
2:09:09	定期的も後はブルーズ個人において燃料補給せずに運転できる。
2:09:15	これもあれなのか、13 ページの一番下、もうこれは泊独自の、
2:09:22	記載ですか、何かどっか。
2:09:25	いやこんなのは、
2:09:28	何かあるような気もしないでもなかったんですけど、何か。
2:09:31	他、他社ではない記載ってということなんですか。
2:09:38	規制庁秋野です。今、気になったように定期的または、
2:09:42	ところからですね、
2:09:44	あとちなみに上のところも
2:09:48	何で限定通信連絡設備または、
2:09:51	無停電法案等へ給電可能になって、
2:09:55	これも何か限定かけなきゃいけないんでしたっけ。
2:10:03	北海道電力山崎でございます、通信連絡設備無停電法案等につきまして、限定をかけているのは、常設 I I
2:10:12	非常用、
2:10:14	の方から取れるようにしているのがこの通信連絡設備と運転フォントと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:20	ということで検討をかけています。
2:10:29	それと、もう一つ、
2:10:34	または、
2:10:46	定期的またはプルーム通過前に燃料補給する手順を整備するという記載につきましてなんですけれども、発電機の方で、燃料油の方が、
2:10:58	定期的に補給するという運用を、を定めていると、ということと、プルーム通過時、10時間程度ですけれどもそのときに、枯渇しないようにプルーム通過前に、
2:11:12	直前に燃料補給するという手順を定めているということで、泊の記載というふうになっています。
2:11:22	そうですねはい。
2:11:26	規制庁、間瀬1個目の通信連絡設備の件は、給電可能になって別にあれじゃないですかこれって他の。
2:11:35	ものにも給電してるんじゃないですか。
2:11:43	北海道の山崎でございます。
2:11:45	上でI I非常用、すいません。通信連絡設備と停電運転保安灯につきましては、3号炉の非常用の方から、
2:11:56	取っていると。その他の電源については、通常時は、12号の常用電源からとっているということで違いがございます。
2:12:07	規制庁脇本ですこれはあれなんじゃないですか。常設の代替電源設備を説明したい。
2:12:16	だけですよね、必要な容量を。
2:12:20	いや、普通の何か証明とかにも給電されるんじゃないかなって。
2:12:26	思っただけなんですけど、何か。
2:12:29	どうしてもこれは、書かなきゃいけないんですけどすみませんその3号の非常用、
2:12:35	から入っているものだけを代替するってということなんですか。
2:12:42	北海道電力の伊達でございます。
2:12:46	この3号炉の、大体電源設備である代替非常用発電機、これ3号炉の非常母線を介して緊急時対策所に給電する、
2:12:57	系統でございますけれども、この3号炉非常用母線を介してへの給電している対象設備が緊急時対策所の通信連絡設備等無停電運転保安灯、
2:13:08	これに限定している系統構成でございますので、通常時3号炉の非常用母線から、
2:13:17	給電対象にしている設備等を、この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:21	代替非常用発電機から給電できる設備というものは一緒、同じものこれのみと。
2:13:28	その他の設備については、
2:13:30	通常時は、1号炉の15線から表現をしているという系統構成でございますので、
2:13:36	3号炉の非常用母線に対して、電力を供給できる、3号炉の代替非常発電機からは給電がかからないというそういう設備の数字でございます。
2:13:48	規制庁アキモトそうすると何すか上に書いてあるインターフォンとか、テレビ会議システムは使えないってことですか。
2:14:05	北海道電力の藤でございます上に記載してございますインターフォンとテレビ会議システムは
2:14:12	この非常用母線からの給電の対象とはなってございません。
2:14:35	北海道電力の藤でございますS A時には
2:14:39	緊急時対策所用の発電機から給電をいたしますので、そちらの電力でインターフォンとテレビ会議システムは動作をさせると、そういう電源構成でございます。
2:15:18	ここの記者言って、
2:15:20	翁長が何でこの記載があって、
2:15:23	これ何回も言ってますよね。
2:15:26	女川だけじゃなくて島根なり、東電なり、
2:15:30	大分構え全部見てこれ作ってくれてますかなんですよ。
2:15:36	流れ多分おそらくこれにあるのは、女川常設の代替用緊急時対策用穿刺専用じゃなくてS A電源からも、
2:15:46	緊急第4、緊急時対策所が給電できるような設計してるから、その多様性でのためにここに持ってきてるんですよ。
2:15:55	それに対して、じゃあ、
2:15:57	この
2:15:58	泊はどうなのかっていうと、泊の場合は、そっちの常設に期待してないんですよ、常設の要は代替じゃなくて、要は緊急時対策所用の
2:16:09	要は、
2:16:10	電源に期待してるんですよだから常設のG T Gには期待してない。だからこの書き方って根本的変わると思うんですよ。
2:16:18	それを無理やり女川に合わせに行こうとしたときに、じゃあ代わりに何を持ってくるかとか、そういう限定をかけなきゃとかいろいろなのがあって、ちょっと私もこれ理解できない形に仕上がっちゃってるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:30	これ、
2:16:31	今言われてるのは、緊急時たちは全交流でそうした場合に代替電源からの給電可能な設計とすると、この代替電源というのは、緊急時対策所用の電源を指してるんですよ、これは。
2:16:44	じゃあ緊急時対策商用の電源って、どういう設計なんですかってここ書かなきゃいけないんだけど、
2:16:49	多分それが欠けるようには見えないんだけど、
2:16:53	大丈夫ですかそこは。
2:17:56	多様性を持ってる。
2:18:00	北海道電力の安藤です。ただいまおっしゃる。
2:18:03	おっしゃられたことをちょっと踏まえましてちょっと
2:18:06	こちらの方ですね、もう一度、適正化したいと思います。以上です。
2:18:13	規制庁アキモトです。わかりました。ちょっと確認していただいて、
2:18:18	必要かどうかも含めてではありますけど、
2:18:22	で、
2:18:23	あとは、
2:18:25	14 ページですけど、14 ページは、故障による、
2:18:31	機能喪失の防止と、
2:18:33	ム一燃料部給油時間の、
2:18:37	余裕確保のためか、これって、ここもあれですよ。
2:18:42	あんま見たことない記載だったんで、
2:18:45	泊独自の記載っていうことですかね。
2:18:49	いや何か可能な限り公文があるんだったら、先行の構文使っていただきたいと思うんですけど。
2:19:00	北海道電力の藤でございます。ここの記載につきましては泊の独自の記載というふうに現在なっております。
2:19:15	規制庁アキモトです多分考え方あって、先行と、
2:19:20	周りは先行ってすいません、大井だったら大井でもいいんですけど、
2:19:24	変わりがある感じなんですかね。
2:19:30	北海道電力の山崎でございます。
2:19:32	仙波から説明されてる通り、
2:19:37	泊は指揮所等、
2:19:39	対象に分かれています。
2:19:42	いうこともあり記載が若干異なってるという事情があります。
2:20:01	いくわけですね。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:04	規制庁秋本です。で、
2:20:07	わかりましたけど、あとは、
2:20:13	です。すみません。北海道電力の安藤です。今のところ、ちょっと他の電力の記載に合わせる。
2:20:23	勢力適正化できるかどうかというのを検討して必要に応じて反映したいと思います。
2:20:29	規制庁アキモトです基本的には多分考え方が一緒だったら同じ感じになると思うんですけどただ、わかりやすさの観点でこうしないといけないんですっていうんだったら、それでも、
2:20:40	読めないこともないので、ちょっと逆にわかりづらくなってる部分もあるので、はい。ちょっと適正、見直したいと思います。
2:20:50	規制庁秋本です。そうするとあれですよこれ。台数の考え方のところで、しっかり書くカーとか保管なんかいろいろ考えなくちゃいけないこともあるかもしれないんで。
2:21:03	ここはここでも構わないかなと思うんですがちょっと考え、
2:21:08	直したいんだったら直すっていうことかなとは思いますが
2:21:11	見ていただければと思います。はい、赤田電力の安藤です。承知しました。
2:21:18	15ページのところは、あれですかねこれ携帯電話って書いてあって、これわあ、
2:21:27	あれですか、何か、秋田。
2:21:30	書きたいから書いているっていうことなのか、何か手順の方見てたら、自主っていうふうにも、
2:21:39	読めたんですけどこれ携帯電話あって、S A設備なんでしょうっけ。北海道電力の阿野です。携帯電話は自主対策設備に該当しております。
2:21:50	規制庁アキモトですあれ、S Aって自主もテンパチに書くんですけど
2:21:57	と、ガイド電力なのでございます。
2:22:00	トーク。
2:22:05	川名伊井ですね、ここは間違いに。
2:22:10	間違いなりますね。
2:22:14	ごめんなさい。衛藤。
2:22:16	ちょっと待ってください。
2:22:23	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:24	上の方にも、運転指令設備と加入電話設備とか女川にも同じような設備がありまして、それとそれと同じように、
2:22:34	自主対策設備についても記載をすることになっております。
2:22:41	規制庁秋元です。とりあえず、わかりました。15 ページのところは、
2:22:47	代替非常用発電機。
2:22:50	だからここもう、
2:22:53	代替非常用発電機、ここの緊対所のところで、
2:22:59	代替非常用発電機が出てくるのかということ出てくるんでしょう。
2:23:22	北海道電力の藤でございます先ほどのお話もあったところでございますけれども、
2:23:29	3号炉の非常用母線からの給電スルー、常設設備ということで代替非常用発電機載せてございましたけれども、先ほどのところも含めましてちょっと記載の方、検討させていただきたいと思います。
2:23:42	規制庁秋本です気水なんですかね基準適合、何をもってするかっていうところを、
2:23:50	見ていて、
2:23:53	何かちょっと、
2:23:55	よくわからない、よくわからないなって思うところが、
2:24:00	ちらほらあたりするんで、ちょっと一貫性のある資料にさせていただいていや、書かなきゃいけないんですっていうんだったら書いてもらっても構わないかなと思うんですけどちょっと困難。
2:24:15	してるのかどうかもよくわからないなと思ったんでだから書く必要があるんですっていうんだったらそれを説明していただければとは思いますがと。
2:24:23	15 ページの一番下は、
2:24:26	そっかそっか。
2:24:27	書くのかわかんないけど接続盤は別に、
2:24:31	接続盤で、
2:24:35	緊対所の接続盤っていうのは、
2:24:44	1 個。
2:24:45	なんでしたっけ、なんか。
2:24:48	あんのかどうかもよくわかんなかったんですけど、接続盤で書かなきゃいけない。
2:24:53	僕はないんですか。女川の方で常設の方で書いて
2:24:59	なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:00	可搬があるかどうかはちょっとまで見なかったんですが、
2:25:06	接続盤ってどうなんか、ないんですけど。
2:25:29	北海道電力の高橋ですちょっと今確認してますんで、お待ちください。規制庁アキモトにそしたらこのノミネートする設備のところはちょっとまた2階上のヒアリングで、
2:25:41	また説明してもらってもいいですか。これが必要だからこう書いてるんですけどっていうのをちょっと整理して説明してもらえばいいかなと思います。北海道電力の安藤です。はい。
2:25:54	はい。
2:25:56	宮尾ですけど
2:25:58	携帯電話の話ね、これ多分DB設備として登録してるやつをそのまま兼用で持ってきてるんだと思うんだけど、
2:26:07	そう考えると、
2:26:10	DB設備としても、
2:26:12	じゃあ、携帯電話で登録するんですかっていうのだけ。
2:26:16	よく確認しといてくださいね。
2:26:18	ここほか加入電話とかそういうの書いてあるのは、多分、
2:26:22	そのDBと、要はさっき言った31条のところっていうか、で書いてあるもともとのあれがあるので、
2:26:29	何でも書いてるっていう意図ではなくて、もともとそういうところで登録ノミネートしたやつを、持ってきてると思うんですけど、泊はそれにプラスアルファして、
2:26:40	携帯電話を入れると、そういう認識であれば別にいいかなと思うんで、よく確認してください。いいですか。
2:26:46	移動電力等です。承知いたしました。
2:26:51	規制庁秋本です。20ページ行っていただいて、
2:26:55	さっきの上屋との関係があるのかどうかはちょっとよくわからなかったんですけど緊対所の居住性についてはカラーの次の次の薔薇ぐらいですけど、
2:27:08	緊対所には可搬型空気浄化装置としてユニットを設けるで、
2:27:15	緊対所には、
2:27:17	ていう言い方をしちゃっていいんです。
2:27:21	でしたっけ。
2:27:24	緊対所には、
2:27:27	何、何て言ったらいいんでしょうこれは概念としての緊対場であって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:27:32	別に設置場所を言っているわけではございませんみたいな感じですか。
2:27:38	北海道電力の伊達でございます。この可搬型の空気浄化装置については、意識常陽と待機所のそれぞれのものがございますので、数二つまとめて緊急時対策所というふうに
2:27:52	いろんな表現にしております。だからあれなんすよ。これ私の疑問点は、
2:27:59	場所ここは別に場所を言ってるわけじゃないよって市来の話じゃないよっていう理解でいいんですよね。
2:28:07	北海道電力の藤でございます。その通りでございます。
2:28:18	規制庁アキモトです 25 ページは、
2:28:21	あれですね、別に遮へいわあ、
2:28:24	マスキング対象ではないっていう理解でいいですか。
2:28:29	北海道電力山崎でございます。こちらの方確認しましてマスキング外して大丈夫だということを確認されてます。はい。
2:28:54	規制庁秋元に 35 ページいただいて、
2:29:01	43 条というか 1 個目のパラなんですけど、
2:29:10	これわあ、
2:29:12	D G との離隔食うだけを行っているけど、
2:29:22	常設衛星からの離隔わ一別に言わなくていいんですたっけ。
2:29:31	緊対所には繋がる。
2:29:34	期待してないからっていう理解でいいんですたっけ、常設 S A は。
2:29:39	大体非常用発電機でしたっけ。
2:29:53	北海道電力の伊達でございます
2:29:56	この記載については
2:29:58	記載、必要だったかというふうに考えます塗っていなかったかなというふうに考えますので記載の方をちょっと検討させていただきたいと思えます。
2:30:09	規制庁秋本です。代替非常用発電機も、ここ 2 回、
2:30:16	必要があるのかどうかちょっとよくわからなくてというのは、
2:30:54	北海道電力の高橋です。
2:30:57	今先ほど来電源関係のところ、ちょっと認識合わせをさせていただきたいというのと、今後修正を我々考えて、また次ご説明しますけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:12	その前提として今、当社の電源構成というのはこういうふうになってますっていうのを、今一度パワーポイントの方がすぐわかりやすくなってますんで、
2:31:22	そちらでちょっとご説明をさせていただきたいと思います。
2:31:31	北海道電力の伊達でございます。パワーポイント資料のですね、右下ページ21ページ、というところをお願いいたします。
2:31:50	はい。これ当社の緊急時対策所に関する設備の給電の系統図のポンチ絵Aでございますけれども、一番右側の方に行って黄色枠で囲ってある設備一番上にディーゼル発電機と、
2:32:06	代替非常発電機と二つございますけれども、
2:32:10	これは
2:32:12	3号炉の非常用母線に電源を供給できる設備、設備と電源設備ということになってまして、
2:32:20	その最後の非常
2:32:22	用母線、
2:32:23	から、緊急時対策所の、下に行ってもらいますと、通信連絡設備に電源を供給できると。
2:32:32	まず3号炉の非常用母線から電源を供給できる設備についてはこれらの設備がございますという系統構成になってございます。
2:32:42	一方、左側に行きますと、赤枠で囲ってございます。緊急時対策所発電機4台、
2:32:52	ございますけれども、こちらに、の設備については、
2:33:00	右側でございます通信連絡設備を除いた負荷、
2:33:06	必要な負荷にも給電負荷に給電するとともに3号炉の
2:33:12	失礼しました3号炉ではなくて緊急時対策所の、
2:33:15	通信連絡設備についてもこれ電源の振替をすることで、緊急時対策所用の発電機から給電できると。
2:33:24	そういった系統構成になってございます。
2:33:34	ですね3号炉の
2:33:36	通常は外部電源から3号炉の非常用母線を介して、
2:33:41	緊急時対策所の通信連絡設備に電源を供給してございますけれども、それが外部電源がなくなれば、3号炉のディーゼル発電機から電源を供給、それがなくなれば常設代替電源設備の代替非常用発電機から、
2:33:57	3号炉の非常用を展開して、緊急時対策所。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:08	設備、すべてではなくて一部に限定されますけれども、3号炉の代替非常発電機からの給電は必要ということになってございます。
2:34:28	できまして大変申し訳ございません。
2:34:53	北海道電力の戸田でございますインターフォンとテレビ会議システムについては代替非常用発電機からの給電はかからないということで緊急時対策所用の発電機から給電を図るという設計、系統構成でございます
2:35:10	真ん中の下ぐらいにインターフォンとテレビ会議システムというのがはい。
2:35:19	なんで、規制庁アキモトですあれですか大体非常にごめんなさい。大体非常用発電機からは、インターホン、直接じゃないけど、何ていうんだろう。
2:35:31	この点点点をつなげば、
2:35:35	使えるってということなんですね。
2:35:39	あれでもだからそうずっとですよ、常設基準上の常設代替交流電源設備として交流電源設備を設置することっていう、
2:35:49	ことからすると、何か使えないものが一部あるって何か変じゃないですか。常設で全部使えるっていうふうに、
2:35:58	しなくて、何でいいんでしたっけ。
2:36:38	はい北海道電力の山本でございます。57条で設置します代替非常用発電機、こちらの方につきましては通信連絡設備、
2:36:47	の設備に供給をされていて通信連絡設備である
2:36:54	こちらのネットワークですとか、通信設備に関しては今回の61条とも金田設備になっておりまして、こちらの緊急時対策所、
2:37:06	でも、SA設備として、今回、
2:37:09	申請するものでございます。
2:37:12	そちらに対しては、57条の電源からも給電してますけれども、緊急時対策所に関しましては、それとは別に先行PWRと同様の緊急時対策所の発電機、
2:37:25	これを別に設けて、こちらから給電をかけると。
2:37:29	いうものでございます。
2:37:32	規制庁秋本です。わかりましたとりあえずちょっと私も勉強しています先行例を見てみないと、ちょっとわからないんで、若井とりあえず今、わかりました。で、
2:37:42	比較表の35は、
2:37:46	代替非常用発電機との離隔を論じる必要があるのであれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:52	記載をするってということなのかなとは、
2:37:56	思うので、ちょっと整理をしておいてくださいと。
2:38:02	北海道電力の戸田でございます。承知いたしました整理して、記載検討させていただきますと思います。
2:38:35	44 規制庁秋本です比較用 44 ページで、居住性の確保として使用する空気供給装置はというのは真ん中ぐらいにあると思うんですけど、通勤による機能性能及び漏えいの確認が可能な設計とするんですけど。
2:38:51	ちょっとあの、左見てて、都築によるってというのはなかったんで、あれ、先行と一緒にって先行でごめんなさい。大井意外となんか一緒だったりするんですか。
2:39:09	北海道電力の薄井と申します。こちらなんですけれども、当センコーで内圧確認による機能性の確認が可能な設計とするっていうふうに大井さんの方で書かれてると思うんですけども、
2:39:20	これこの後にですねちょっと内圧だけの確認だけだと、
2:39:26	ここで言ってるのは、
2:39:29	ポンベとか、ファンとか、空調設備になるんですけども、要は、
2:39:38	この系統自体の成立性をちゃんと確認しなきゃ駄目だよっていうふうな議論になりまして、
2:39:48	難しい、自主的に、通勤による機能性能及び漏えいの確認が可能な設計とするというふうに変更しますというふうな経緯がありまして、通勤によると、
2:39:59	という言葉に今なってるという状態になります。
2:40:05	コメントといいますよりは、自主的に撤去、手を挙げて、このような記載が適正だと考えますんで、書き換えますというふうな経緯がございまして、このようになっております。
2:40:19	コンクール。
2:40:22	先行例については、
2:40:25	ちょっと確認させてください。はい。申し訳ないです。
2:40:29	駄目ですけど、だけ。
2:40:37	規制庁アキモトですがちょっと先行例があるんだったら、それを参考にしようがいいかなって思っただけなので、ちょっとここも見ていただいて、適切な
2:40:48	記載になってるかどうかをまた説明してください。
2:40:52	かしこまりました。
2:40:54	47 ページワー

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:57	さっきもあったんですけど、可搬型の新設緊急時対策所空気浄化ファン何が新設、新設ってあれですけど、
2:41:08	いや、これってあれですか、一応、さっきも菅野河畔ですっていう話で落ち着いたかなと思ったんですけど仮判定、
2:41:18	何でしょう、一応持ち運びとかができるレベルのものっていうことではないんですか。
2:41:28	北海道電力薄井です。10日半は持ち運びできるようなものですかという質問だと認識してますえと。
2:41:35	次使う必要があるんですけども
2:41:40	これはですねちょっと
2:41:42	デービーがわあわあすみません34条の資料に実は記載がありまして、
2:41:48	今ページ示します少々お待ちください。
2:42:14	後で、
2:42:18	いいですかすみません今見つけましたんで34条側の資料になって申し訳ないんですけども通し番号で132ページになります。
2:42:29	比較表になります。
2:42:34	132ページになります。
2:42:42	はい。こちらにファンケーシング及びフィルタユニットの取替手順図という話ものを示させてもらってるんですけども、こちらに記載の通りファンケーシングの中には、
2:42:53	ところ3図の方になるんですけど、ファンケーシングに関しては散るローラーを取り付けて動かすというような仕組みになっておりまして、フィルタユニットに関しては、ハンドリフターのようなものを使いまして、移動させると。
2:43:06	というような手順で移動が可能というふうな認識でございます。規制庁秋本ですわかりましたじゃもう、運べるということで、はい、理解しました。やっぱ、可搬ですねってことですね。
2:43:18	はい。52ページは、
2:43:21	52ページの図は、空気の流れてというのが応じる字で書いてあるんですけどここって何かこの図にないんですけど、
2:43:29	何かあれなんですか、これは。
2:43:33	北海道電力の山崎でございます。この図他のところとかでも流用しているものでして、一部空気の流れを書いている図もありましたここに関しましては空気の流れを示す必要がないのでこの凡例が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:46	不適切かなというふうに思いますので、修正する方向でいきたいと思います。
2:43:52	ただ、あれなんじゃないですか、空気ポンベのバルブを開いてるから逃れるとかそういうことを説明しないのかなってちょっと思ったんですけどこれはあれですか、もし一般的な。
2:44:04	系統図ですっていう。
2:44:07	はい。なんすかね。何空気ポンベを使ってるときの図を示したいとかそういうわけではないっていうことですか。
2:44:18	少々お待ちください。
2:44:26	特に本文中は北海道の山崎でございます。特に本文中でこのズーをもって空気ポンベの流れを示すとかっていうことを参照してるわけではないと思われます。思いますので、
2:44:38	そういった流れを示すものではないというふうに考えております。
2:44:43	規制庁秋元ですわかりました。ちょっと時すいません時間もなくなってきちゃったんで、
2:44:49	ちょっと急ぎますけど。
2:44:52	76 ページですね。
2:44:54	緊急ハーフ時対策蒸発用の発電吉里吉里Ⅱのところなんですけど、括弧くわって書いてあって、
2:45:03	何かあれですか遅れて書かなきゃいけない力率ってそういうもんなんですか。
2:45:08	俺は見てないじゃんて思っただけなんすけど単純で、
2:45:14	はい。北海道電力の山本でございます。発電機の力率はですね遅れが標準でございますので女川さんも書いていませんですが、遅れです。こちら女川さんも記載していませんので、
2:45:27	うちの方も削除するような方向で検討したいと思います。
2:45:33	規制庁秋本です。別にあれですかね。さっきも言ってます同期形成って言ってるわけじゃなくて事実確認をしているだけなんで、書いた方がよければ書いてもらっても構わないんで。はい、わかりました。北海道電力山本です。承知いたしましたこちらも適切に検討して、
2:45:50	対応したいと思います。以上です。はい。規制庁秋本ですそれで 77 ページは、
2:45:58	これですね。だからな、お前、いっか。
2:46:01	はい。
2:46:10	D、77 ページは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:15	これはあれか。はい。これはそうですね緊急時対策所用発電機なんで、モバイルですねモバイルで。
2:46:25	すいません、電源車、電源車っていう、
2:46:28	燃料流路が、図でちょっと気になった燃料流路ではディーゼル発電機燃料湯移送ポンプ、
2:46:37	を使うじゃないですか、これって。
2:46:42	そっかこれは、
2:46:44	うん。
2:46:44	なくなっても大丈夫っていう理解でいいですか。高畑タンクローリーがあるからって、
2:46:52	ポンプがないと駄目なんですっていうことになりますか。
2:47:01	北海道電力の伊達でございます。
2:47:04	今ご質問いただきました件につきましては当社の組燃料をディーゼル発電機の燃料貯油槽からタンクローリーに移し替えて、緊急時対策常用発電機に持ってきて給油すると。
2:47:18	いう方法をとってございますけれども、直接ディーゼル発電機の燃料を中操からくみ上げる方法と、ディーゼル発電機の燃料移送ポンプを使って、タンクローリーに
2:47:31	油を入れるという、2種類の方法を、がございますので、油の
2:47:38	燃料の流路としては磯燃料移送ポンプも必要ということでございます。
2:47:45	すいません北海道電力安藤でございます。今の必要という燃料移送ポンプがもしも、
2:47:53	壊れていなければ、燃料本移送ポンプを使ってですね、上の方に油を上げてですね、
2:47:59	そっから給油すると。
2:48:01	だけども、それが燃料移送ポンプも壊れる可能性がありますので、そこが壊れてしまえばもう貯油槽からタンクローリーのポンプでくみ上げて、タンクローリーに入れて給油すると、いうことになってます。
2:48:28	82、規制庁アキモトです比較表の82ページの
2:48:34	そういう理由のところでお繩にゴールは児相課の連携者であるが、
2:48:38	3号は、自走可能なshall落としの機能はないと、機能はないけど、
2:48:46	可搬扱いで動け、動かせられるんっていう理解でいいでしたっけ。
2:48:54	北海道電力の山崎です。この際なんですけれども女川の方は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:59	車まず、泊の方は動かすことができるものでございます。ただし女川のように車と1車両と一体となった、
2:49:10	発電機ではないので、発電機、車が車輪が取り付けられてるようなものが泊のもので、何かで引っ張るということになっております。はい。
2:49:21	規制庁秋元です手で動かすって感じですか。
2:49:28	北海道電力の藤でございます。手で動かすことも車輪がついてますのでこのですけども想定してございますのは重機を用いて牽引してくるということ想定してございます。
2:49:41	かなり手でやると重量ありますんで、基本は重機を使うと。
2:49:46	規制庁アキモトですわかりました84ページなんですけど、84ページは、準備操作と起動操作のタイムチャートがあって、
2:49:57	これはまた別の人っていう理解でいいんですたっけ起動と準備は、別の人ですか。
2:50:09	北海道電力の伊達でございます。ここにつきましては同じ人物が一連の流れでやるということ想定したタイムチャートでございます。
2:50:18	規制庁秋本です一連の流れでやってると、何て言うんでしょう移動、最初の移動って、
2:50:26	起動操作の移動ってどういうことなのかな。
2:50:29	いうのなんか、あれですか、これはどこからスタートにするんですたっけ、発電機の準備操作の人は、
2:50:37	指揮所が待機場から来る。
2:50:40	感じでしょうか。
2:50:46	北海道電力の伊達でございます。この移動につきましては指揮所対応もしくは待機所から移動してくるということ想定した時間を、
2:50:56	記載してございますけれども、
2:50:59	一連の操作で、やるといったときには軌道操作の方については
2:51:05	必要ないかなと思いますのでちょっとここは記載を適正化したいというふうに考えます。
2:51:11	個別にタイムチャートを組んだ時に、このような形で今、表現をしていると。
2:51:18	何か少しちょっとおかしいな、タイムチャ等になってしましまして申し訳ございません。
2:51:23	規制庁秋本です最初の疑問は、女川立ち上げのタイムチャート1個だなんていう、すごい単純なところ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:51:33	だったんですけど、では二つに分けてるんだと思って。
2:51:36	準備と軌道を開けたらどうやって積み上げるのかなって思っただけなんです、
2:51:41	手順側はこれとこれを足す。
2:51:46	15分経つ15分で30分っていうような積み上げ方をしているっていうことでいいですか。
2:51:54	北海道電力の伊達でございます。その通りでございます。
2:52:03	規制庁アキモトそしたらじゃあ別にあれかな。保守的に30分以内でやりますっていう言い方をしてるっていうことですよ。
2:52:13	だけど、移動する人は重なってるけど、
2:52:17	より保守的に見積もってますっていうこと。
2:52:22	ちょっとなんか、
2:52:24	この
2:52:25	起動と準備を分ける必要が、
2:52:28	ある感じですかね他の支社とかで分けてるとか、そういうことですか。
2:52:38	ほ
2:52:45	海道電力の藤でございます。技術的能力の手順の方になりますけれども、
2:52:50	期の電源車、大井さんの電源車の方と当社の緊急時対策所発電機と手順と同じような構成になってございまして、準備の手順と、
2:53:03	軌道に関わる手順と分けて記載をしていると、それぞれタイムチャートを作っているとそういう構成になってございます。
2:53:13	規制庁秋本ですであれば、理解しましたということですよと言っただけであればそれで大丈夫ですはいわかりました。90ページは、
2:53:23	来さっきも系接続盤の話をししたんですけど、緊対所すケーブル接続盤っていうのが、
2:53:32	真ん中ぐらいにあるんですけど、これはあれなんですか、さっきの設備。
2:53:38	ノミネート一覧には入らない感じなんですか植野。
2:53:44	常設。
2:53:45	よくわからないですけど、
2:53:49	北海道電力の山崎でございます。先ほどの表のところでありました女川ガスタービン発電機の接続盤で、常設のものに対するもので、こちらは
2:54:02	女川の、電源車、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:04	の接続場に対応するものとして可搬の電源車に対応するものとして緊急時対策所用発電機、
2:54:11	当社のもので、こちらの可搬のものに対応する接続盤になっていて、それを対比させています。先ほどの図の方は、ガスタービン発電機、常設の方はものだったので、対比させていないと。
2:54:27	電波、
2:55:01	あ、すみません北海道電力の安藤でございます。先ほど来接続盤の
2:55:05	1 図形とかきちっと整合がとれてるかっていうのが議論になってますので、ちょっと整合がとれるように、
2:55:14	書くんであれば書くということで、金井であれば、その辺も含めてですね適正化したいと思ってます。
2:55:25	網をですけど
2:55:27	さっき、この発電機っていうのは自走しないと。
2:55:31	研究員で、牽引する頃までどっか登録してるんですけど。
2:55:50	今バックホウで移送するということを考えてるんですけどもこの中の資料審査資料の中では、記載がないというふうになってます。
2:56:11	宮部若生でやるんなら自走しないけどバーコードの移動って書いてもらわないと。
2:56:17	同じでいいとするのかなと思っておりますちょっと思ったので、よろしくをお願いします電力等です。承知しました。
2:56:46	規制庁が定義するとさっきと同様なんですけど 20 ページお願いします。
2:56:57	34 条でもあったんですけど、これしたの上から 3 分の 1 ぐらいのところに、
2:57:03	緊急時対策建屋内を換気できる設計とするっていう記載があるので、
2:57:09	ちょっとそこは確認しておいてください。
2:57:13	北海道電力の安藤です。承知しましたはい。
2:57:16	機関、規制庁から技術でこれも一緒なんですけど 100 ページをお願いします。
2:57:27	ここも環境条件となんかページの中程に建屋の環境条件及び荷重条件を考慮して、
2:57:37	記載があるので確認をお願いしたいのと、この赤になって空調上屋または緊急時対策所について書いてるんですけど、
2:57:47	これ、または、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:50	というような書きぶりってこれ何か屋上屋と対策所って書き分けられないのかなとちょっと思ったんですけどその辺はどうなんでしょうか。
2:58:03	北海道電力の山崎でございます。
2:58:06	まず、設置場所が上屋ファンやフィルタユニット、こちらの方は上屋に設置されると。
2:58:13	一方圧力計や、酸素濃度二酸化炭素濃度計等は、緊急時対策所。
2:58:19	の
2:58:21	指揮所待機所にそれぞれ設置されると、保管されるというふうな整理で、それを一緒くたに書いてしまっているので、適切な表現を検討していきたいと思います。
2:58:30	規制庁唐木です。ちょっと先行でまたはってというのがあまりちょっと見つからなかったのでもっと確認して、もし書き分けるのであれば、そこを検討をお願いします。
2:58:41	私から以上です。
2:58:45	宮本です今の 100 ページのところ、多分他とも絡んでくるんだけど、
2:58:51	この
2:58:52	61-2 のところ書いてあるんだけど、
2:58:55	緊急時対策所所内烏社内から操作可能であるって書いてあるんだけど、
2:59:03	これは何だっけ、田井居石記者は士気賞
2:59:08	待機所は待機所でそれぞれ、
2:59:10	操作できることになってるのかそれとも、
2:59:14	片方からだけしかできないのかどっちなんですかってなるとどうなるんでしょうか。
2:59:24	北海道電力の安藤でございます。これは指揮所は縮小からできるし、待機所は待機所から操作できるということになってます。
2:59:34	記載をちょっと明確にしたいと思います。宮本さんわかりました先ほどからも何回も言われてるんで 20 ページの書き方も含めて
2:59:42	居住性を語るんであれば多分一つの考え方はあるんだけど設備、設備を説明するときには果たしてその今の記載がいいのかどうか。
2:59:49	今みたいな質問が出る可能性もある我々も、結局、これってどういうことなのって聞かなきゃいけないので、そこはよく考えてください。以上です。北海道電力の安藤です。承知しましたの。
3:00:01	明確に記載できるように
3:00:03	検討したいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:00:09	規制庁秋本です。一応あれなんですよね木内ちょっと電源のところは基準適合の観点で、もう1回ちょっと私の方も見ますけど、
3:00:21	とよくわかるようにまた説明してもらえればなと思いますというのが一つあって、で、
3:00:28	ごめんなさい、補足ですね、すいません補足。
3:00:32	補足ですけどちょっと急ぎますが29ページ比較表の、ごめんなさい。4-2-2の資料ですね、の2比較表の29ページで、
3:00:43	図があって、ちょっとここで確認したかったのが、一応あれなんですよねインターホンとかテレビ電話と、
3:00:53	テレビ会議システムとかあるから、
3:00:56	行き来することってあんまり必要ないっていうふうに理解しちゃっていいですかね要はファイナンスこれ見てて、
3:01:08	医師、式場に行くときって必ずチェンジエリア
3:01:12	とんなきゃいけなくて、ちょっとなんか所員の人たちは面倒くさいかなって思ったんですけど、そんなにキックする想定に設計上はしてないっていう理解ですかね。はい。北海道電力の安藤でございます。
3:01:24	その通りで行き来しなくてもいいように、情報共有はインターホンやテレビ会議でやると、指示とかは、待機所の指示とかそういうものはそのゆ通信設備を利用して、
3:01:37	対応するというふうに考えてございます。
3:01:47	規制庁アキモトですね45ページのところで、
3:01:52	45ページはこれはあれですよ
3:01:55	タイトルが、
3:01:56	間違えてるだけかなって思いつつ、
3:02:00	こんな名前でしたっけって思ったわけですけど。
3:02:04	北海道電力の山崎でございます。こちらの方はタイトルの誤りでございます修正させていただきます申し訳ありません。
3:03:21	規制庁アキモトですんで74ページですけど、74ページは、正圧化差圧のことですけど、
3:03:31	質と、
3:03:32	ごめんなさい、温度を女川書いてるんですけど、あまり温度って関係ない感じですか。
3:03:40	北海道電力能勢から回答させていただきます。女川さんはですね緊急時対策所がその建屋の中にあるので、
3:03:50	部屋の中の温度と、部屋の外の温度を比較して差圧を出してます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:56	一方、泊発電所屋外に建屋がポンとあるような形になりますので、温度による差圧より、外気の風の動圧による差圧の方がかなり大きく、
3:04:08	出てきますと、いうことになりますので、外気の動圧を算出してそちらに対応するようなもの、ファンですね、をつけてると、というような設計になっております。
3:04:21	規制庁秋本さんわかりましたでもし可能だったらってわけじゃないですけど赤字で書いているいただいているのが、
3:04:32	そういうことなのかなと思いつつ、
3:04:35	ちょっと下を泊のところに、温度のことをちょっと解説しておいていただくと、理解が進むかなと思うので、追記ができれば、ちょっと追記を検討してもらっていいですか。
3:04:46	かしこまりましたこのそういう理由はもう少しわかりやすいように修正いたします。
3:04:50	1秋本でそれで75ページのところは、ちょっと確認をしたいのは鉱山保安法を持ってきているじゃないですか。これ私もちょっと記憶にあるんですけど、
3:05:02	先行のBWR、もう鉱山保安法で持っているっていうのを知ってました。主で持ってきてて、
3:05:12	我々の、
3:05:16	からの指摘で、
3:05:18	労働安全衛生規則になったのっていうのはご存知ですか。
3:05:25	申し訳ありません。存じ上げておりませんでした今回はですね条文整合っていう観点からですね講座方法に舵を切りましたというのが実情でございます。はい。
3:05:37	他、他条文でも、
3:05:41	はい。砲弾法を使っているところがありまして、
3:05:47	具体的に言うと、MCRになるんですけども、
3:05:50	はい。そちら側とちょっと、我々、
3:05:55	12月にちょっとはい、資料のあった件なんですけどもそっちでは労働安全衛生規則っていう話を書いてあったんですけど。はい。ちょっとそういう、
3:06:06	規制庁アキモトですそれであれなんです綿Cが言っているのわあ、確かあのときも、内野山田からだと思うんですけど、私も記憶していて、
3:06:19	鉱山保安法、
3:06:23	なんかより、何かもっと適切なものがあるはずだって言って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:27	超えてた。
3:06:28	ーDでそれすごく記憶にあって、でもこっちの方が保守的なんだろうっていう気持ちはしないでもなかったんですけど、そういう実績を、何ていうんでしょう、先行の審査も見た上で、
3:06:41	こう判断されているのか。
3:06:44	ていうところがちょっと見えなかったんで、
3:06:47	何ていうんでしょう、今、その最新の審査の経緯っていう意味では、
3:06:53	労働安全衛生規則になるのかなって思ってたんですけど。
3:06:59	そこは、
3:07:01	どう考えてます。
3:07:05	衛藤。
3:07:06	ちょっとMCR側では、江藤。
3:07:10	酸素濃度と二酸化炭素濃度同の許容酸素の、すいません。二、三許容二酸化炭素濃度に関しましては、
3:07:19	労働安全衛生法も鉱山保安法も1%ということで同じなんですけれども、鉱山法の方は先ほどおっしゃられた通り酸素濃度が19%以上ということで保守的と。
3:07:31	ということでこちらを採用しておりますというふうにすいませんMCR側で回答させていただいております、現状、こちら合わせるんですけども、ちょっとこの記載に関してはちょっと、
3:07:42	社内で一度考えたいなと思います。
3:07:45	成長秋本ですもしその審査会合で議論になってこうなったっていうファクターがなかったとしたら、も改めてちょっと検討していただきたいんですけどBWRに聞いてもらってもいいかなとは思うんですけどその会合の日とか、
3:07:59	議論を見ていただいて、
3:08:03	したんだなっていうのがわかるかなと思うので、ちょっと今一度何を持ってくるべきなのかっていうのを、
3:08:10	考えといてもらってもいいですかね。
3:08:14	解像力水ですかしこまりました。
3:08:39	規制庁アキモトです85ページは、
3:08:44	これは別にあれですかねエリアモニターは1桁落ちてるけど、99ミリ図れば、
3:08:52	十分、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:08:55	という理解でいいですかね。先行っていか女川だけじゃなくて他のやつ見ても、大差ないっていうことでいいですか。
3:09:16	北海道電力の芳野でございます。はい。測定レンジの方使用する機器によって、当初差がちょっとございますけれども、
3:09:27	99.99 ミリシーベルトパーまではかれば問題ないという考えのもとこちらの機器の方を選定してございます。
3:09:40	選考の方に、そうですね選考についても、大きく2種類、99.99 のものと、99.9 ミリシーベルトパーのものと、
3:09:52	選定されている電力があるというふうに認識してございます。
3:09:58	規制庁秋本です。わかりました。じゃあ続いて 88 ページなんですけど、
3:10:04	88 ページは何か何ていうんでしょう。大井と比べただけなんですけど、ERSSの伝送パラメーターが、泊でバーになっているところが多いおまるだったりするところがあったんですけど、それって何か、
3:10:19	理由があったり、一緒にホウ酸タンクとかSGの共用水教育教育と違ってちょっと場所は違えど、多い余れだったりするんですけど、何か、
3:10:31	理由があるんですか。はい。北海道電力の笹木でございます。当社が
3:10:36	ERSS伝送パラメータ欄に記載しているパラメータのG%としているものにつきましては、
3:10:43	今後設置許可変更申請の許可後にですね、防災業務計画を改正の上、新たにERSS伝送パラメーターとして、
3:10:52	伝送公開主査のSAパラメーターでしたりとか、
3:10:57	ちょっとEALの判断パラメータになっておりますこちらは現状の仕様では伝送しておりませんので%にしてるんですけども、
3:11:06	58条側の計装制御設備の審査状況も踏まえまして最終的に必要となるパラメータを精査の上、ERSS伝送しますので現状%としております。
3:11:22	規制庁アキモトでそれはあれですか最終的には、
3:11:27	多いレベルになるっていう、最終的にっていう形あるかもしれないんですけど、許可の終盤では変わってくるっていう理解なんですか。
3:11:36	他電力の笹木でございます。おっしゃる通りでございます。まとめ資料の取りまとめ段階では0にすることになるかと思えます。はい。
3:11:51	以上 58 条側の審査状況も踏まえまして最終的なパラメータが決まるというものではあるんですけども、現時点で0にするのか、ちょっと改めまして、改めて検討させていただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:12:21	北海道電力の山本でございます今の件ですね現時点でこちら、多いと差がないようになるものでございますので、0とさせていただきます、あとは58条側の審査の状況をかながみましてこちらに反映するべきものがあれば、
3:12:38	反映をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。
3:12:43	一応秋本です61条の補足私から以上ですけど、何かありますでしょうか。
3:12:51	宮元ですちょっともう繰り返しなのでよく確認してくださいってということと一緒に例の例えばその74ページとか、
3:13:00	これは清塚田から緊急時対策所って丹単独でいいのか。
3:13:04	何とも言えないですけど、それぞれ紀陽は緊急時対策所って言いながら、指揮所と待機所それぞれあるんだけど、
3:13:13	75ページもそうなんだけど
3:13:18	テンパチの記載だと、
3:13:20	指揮所用等、
3:13:22	待機所用というのが何か各表では分けてやったような気がするんですけど、この辺が
3:13:31	ちょっと書き方だけだと、
3:13:34	何となく1個しかないように見1個っていうかその表現が一つにまとまりすぎているような気もするので、よく全体のバランスをよくこの辺は考えてください。いいですかね。
3:13:47	北海道電力の安藤でございます。承知しました。はい。
3:13:56	規制庁片寄衛藤これも似た話になるんですけど32ページをお願いします。
3:14:05	緊急時対策所遮への図が書いてるんですけど、これ、
3:14:10	55ページにも似たようなのがあって、よくよく見ると、多分指揮所も待機所を、形は同じっていう理解でよろしいですか。
3:14:24	北海道電力の伊達でございます。式場棟待機場同じ寸法の同じ設計でなっております。
3:14:31	ちょっと32ページだとちょっとそれがわかりにくいかなあとと思うのでちょっと何か書き方工夫できたら検討してみてください。これ、パワーポイントと34条にも、何か、
3:14:43	この1個だけの図っていうのは入ってるのでちょっとそこもあわせてお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:14:55	北海道電力の伊達でございます。承知いたしました。
3:15:04	規制庁長江です。同じく 165 ページのところで、被ばく評価のところであらうとお話したんですけれども、
3:15:13	表、表の 4 が、
3:15:16	緊急対策所の居住性に係る被ばく評価の主要条件とか結果が出てるんですけど、
3:15:22	今はその
3:15:23	緊急対策所の中の支障を一番厳しいだろうということで
3:15:29	評価をされて、評価されてるっていう。
3:15:34	ことだと思ってるんですけれども、
3:15:36	研究所、金、皆さん、プラントの場合は緊急所、緊急時対策所は指揮所と待機所二つあるので、やっぱり居住性の評価っていう観点では、
3:15:47	同じになるか少なくなるかわからないんですけれども、対象としての同様の評価を、
3:15:54	同列でやっぱ作っていただかないと、上の図の 2 のところのちっちゃい字でわかりにくいんですけど、指揮所とかまたは待機所って同じモデルになってるんですけど、
3:16:06	さっき宮本言ったように、体積が変わったりとか遮へい圧とか、直接線の遮へい効果も違ってくるとかですね。
3:16:17	ちょっとやり方をお任せしますけれども、指揮所とやっぱり対象を、両方、同じような形で表評価結果評価条件という形でまとめていただきたいんですけれどもいかがでしょうか。
3:16:31	はい。北海道電力の鍋田でございます。
3:16:34	はい。江藤式所待機所についてですねそれぞれ別々で評価しているようなことがわかりますように記載の方を見直すことでちょっと検討させていただきたいと思います。
3:16:45	97 年鈴木最終的なアウトプットは
3:16:50	志岐庄野被ばく。
3:16:53	評価結果それから耐気象の被爆評価結果という形でまとめられないかという、そういう整理の話なんですけれども。
3:17:02	はい。北海道電力鍋田でございます。
3:17:04	最終的なアウトプットのところでですねそれぞれやってることがわかるような、はい。表現の方をちょっと検討させていただきたいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:17:20	北海道電力の安井でございます。評価としては指揮所と待機所両方あるので、それを例えばこの表の中に併記するとかですわねそういった形でお示しするってことでよろしいですよ。
3:17:31	その体裁はお任せしますが、一応皆さんのところのプラントの特徴として、指揮所と待機所っていうのが
3:17:40	縦、縦やとか二つあって位置が違うし、その何ていう設備の状況も違うんで、評価としては、当然二つ出てこない。
3:17:50	我々が確認したことにならないっていうそういうそういう観点です。
3:17:54	北海道電力の安井です。承知させ、承知いたしました。
3:17:59	よろしくお願いします。
3:18:05	規制庁アキモトでそれでは栄誉ほかよろしければ1.18、手順側に行きたいと思えますけどよろしいですか。
3:18:15	はい。で、
3:18:19	通しの4ページですね。
3:18:25	6番、⑥なんですけど、本手段の屋外アクセスルート1ルートのみでありて、
3:18:33	書いてあるんですけど、これって、
3:18:36	何かあれじゃないですかアクセスルートがあって複数用意するって言ってませんでしたっけなんか1ルートのみであるためっていうところにちょっと引っかかっちゃったんですけど、何を言いたいのかちょっとよくわかんなかったんですけど。
3:18:52	北海道電力の伊達でございます。
3:18:55	ディーゼル発電機の燃料いう貯留槽に可搬型タンクローリーを持って行って燃料をくみ上げるということを想定しているんですけども、そのディーゼル発電機の燃料輸送にアクセスする。
3:19:11	ルートが屋外ルートですね、が、
3:19:16	1ヶ所しかないという状況になってございます。
3:19:21	直接車を横づけできるルートという言い方をすればいい。
3:19:32	規制庁共通です基本2ルートあるって思ってたんですけど、何か、
3:19:38	ここで1ルートのみであるためって、本当に書かなきゃいけない
3:19:42	書く必要があるんでしょうかっていうか何か、
3:19:46	複数ないんですしたっけ。
3:19:53	結果でよろしいでしょうか。
3:20:00	北海道電力古谷でございます。
3:20:03	本店からよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:20:07	どうぞどうぞ。
3:20:08	すいません。ちょっと表現がよろしくないかなと思ひまして差異理由について少し検討が必要かなと思っておりますが、
3:20:17	刀禰土肥と伊達の言う通りプラントの東側を通過して直接貯留槽の
3:20:26	燃料長相馬でタンクローリーを移動しまして、そこで直接くみ上げるのが1ルート目。
3:20:32	プラントの西側に原子炉建屋の横ぐらいにタンクローリーを持っていて、
3:20:39	移送ポンプでくみ上げるというのが2ルート目ということで、
3:20:44	貯油槽からくみ上げて、くみ上げるルートとしては2ルート確保しているということ、説明を
3:20:53	歳入に記載したいなというふうに考えております。以上です。
3:20:59	規制庁秋本ですとりあえずちょっと。
3:21:03	書いてみていただければと思いますはい。それで、
3:21:08	携帯電話は自主ですよ。15ページ。
3:21:14	ですけど、
3:21:18	15ページは、これはあれですねすごい単純で、
3:21:23	緊急時対策所。
3:21:25	用発電機が、
3:21:28	二つ。
3:21:29	あるってことに気づいてるかなって思っただけなんですけど。
3:21:42	北海道電力の藤でございます。二つ、必要なくて一つで十分でございますので申し訳ございません修正させていただきたいと思ひます。
3:21:52	規制庁秋本です。しっかりチェックしていただければいいのかなとは思ひうので。はい。
3:21:58	お願いします。
3:22:04	ちなみに我々、チェッカーじゃないので、何ていうんでしょう。
3:22:09	こんな細かいところまで府みませんけど、ないので事業者側の方でちゃんとしっかりチェックして、
3:22:18	出していただければというところと、33ページですけど、
3:22:23	33ページがもう新しい、今まで出てきてない9、車のチェンジングエリアは、丹羽から始まる場所の次のパラディス現場作業を行う要員等は、
3:22:37	空調は家の待機エリア内で待機するってあるじゃないですか。これ、これってどっかに説明ってあったんでしょうっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:22:58	北海道電力の芳野でございます。こちらにつきましては34条側の方で、
3:23:08	はい。まとめ、
3:23:12	北海道電力山崎でございます34条、補足なんですけれども30条と61条、添付資料につきましては、同じものを使って、
3:23:22	いるということで、61条の方にも記載があるということでございますが、今比較表では30条で、説明させていただきますので三条で説明させていただきます。
3:23:31	はい、どうぞ。
3:23:40	お待ちください。
3:23:48	それではですね資料の方としましては資料の2-2ですね、34条の比較表の方ちょっとご覧いただきたいと思いますが、右下ページの通し番号の220、
3:24:01	8ページ、ご覧いただきたいと思います。
3:24:09	こちらの方ですね、
3:24:11	賃金エリアのスペースについて、関する記載がちょっとございまして、
3:24:17	はい。こちらの方で
3:24:21	はい。
3:24:22	緊急時対策所の式場待機場それぞれチェンジングエリアとございますけれども、こちらの方、
3:24:30	からですね、溢れるような作業者がいる場合にはということで、待機エリアの方に作業の方を待機できるような設計をしていると、いうことで記載をしております。
3:24:43	はい。
3:24:45	はい。すいません。
3:24:52	規制庁秋本ですわかりました。33条はすみません33ページは、
3:24:58	放射性廃棄物と固体廃棄物は、あれですか一番最後のところ固体廃棄物にしたいっていう、ウエスだけだから、
3:25:07	なのかな。
3:25:10	いや何でこんなところも、
3:25:11	大いに
3:25:13	合わせられないのかなってちょっと思っただけなんですけど何かポリシーがあるんだったら、
3:25:17	いいですけどっていうか固体廃棄物でしょついたらそうなのかもしれないですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:25:24	合わせたくないというか、合わせられない理由があるということです。北海道電力の芳野でございます。放射性廃棄物といいますといろいろ答えいただきたい。
3:25:34	ございますので固体廃棄物と明確に記載したつもりでございましたけれども、大井さんの方に記載を合わせられないというわけではございませんで、記載の方と
3:25:44	検討させていただきたいと思います。
3:25:49	原子炉規制庁の宮本です。これは他の条文でも、すべてに条文多分9月以降、常に言ってきたことです。
3:25:59	ちょっと社内によくその辺を話し合ってくださいもうこれ再三言ってます。
3:26:07	何て言うんすか、我々審査を効率的に進めたいという認識でやってるんだけど、今の行為っていうのは審査を効率的に進めようとしてないっていうしか見えなくてこれ9月以降の、
3:26:17	ヒアリングで毎回これ同じこと言ってるんですよね。明らかに記載を変えなきゃいけないところを明確に説明してくださいと。
3:26:25	それを言わないと、今みたいに確認が必要になるわけですよ。
3:26:30	それが、逆に今余計な仕事っていうか必要以上に時間をかかってしまうっていう原因になるので、これはもう1回言わさないでくださいねよろしくお願いします。
3:26:44	はい。北海道電力の高橋です。再三ご指摘いただいてるっていうのは理解してございまして、今回、ちょっとこういったところでも、適切かというような、
3:26:55	形を変えてしまいましたけれども、合わせた方が効率的っていうのは理解しますので、今後こういうことがないようにまた社内でもお話していきたいと思います。
3:27:08	規制庁アキモトですそれで95ページですけど、
3:27:12	95ページワー
3:27:16	等、
3:27:17	女川交代要員のことまで書いているんですけど、こってあれですか泊は、交代要員は1000宣言する必要がないんでしたっけ。
3:27:38	北海道電力の藤でございます。
3:27:41	交代要員。
3:27:43	につきましては、
3:27:45	当社も記載しているつもりでございます

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:27:59	多い。
3:28:09	ちょっとすいません。規制庁秋本です。そっか、右がごめんなさいお名前見てて本部長他等、
3:28:16	なるほど。本部長他っていうところと、
3:28:20	本部長他っていうところが、同じレベルで書かれてないってことなんですね。
3:28:30	いやちょっとまた、すみません 29 名の内訳って何なんですか。
3:28:37	炉主任と各班長。
3:28:42	そういうことか。
3:28:44	小野川各班長は別項目に、
3:28:48	してるんだけど、泊は合わせて書いてますよっていうことですか。
3:28:53	北海道電力の多田でございます。その通りでございますして申し訳ございません女川に合わせて交代要員を徳田して記載してはございませんで、本部長は
3:29:05	家ん中に
3:29:07	5 点目。
3:29:08	等も含めて記載しているということでございます。
3:29:13	規制庁秋本です。これって、高齢はちょっとなんですかね。
3:29:20	ちょっと確認しないと理解できない。同じレベルで書かれてるのがよくわかんなかったんで、
3:29:27	ここもさっきと一緒になんですけど、
3:29:30	何でなんすかね、項目。
3:29:33	合わせて、合わせにいかないのかなって。
3:29:37	思うのは私だけでしょうか。
3:29:41	何か、すみません、東電はブランドでございます。
3:29:44	ちょっと我々の最初の考えで、
3:29:48	そういうふうにしてしまったんですけども全然これ女川と同じ表現には、
3:29:54	可能ですので、すいません
3:29:57	同じような記載の方にするように検討したいと思います。
3:30:02	規制庁秋本です見せ目線はどう頭ん、同等以上になってるかっていうところを見てるので、右単純で右と比較して何か 1 個項目少ないけどなんだっけってなって、
3:30:14	ちょっとよくわかんないなっていう。うん。ところからスタートしてるだけなんで、ちょっとそういうところをなくしてもらってもっとそのあ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	とに進んでいくかなと思いますので、ご検討いただければと思いますので96ページは、
3:30:29	96ページはちょっと特徴的かなと思ったんですけど運転員のところですけど、表のですね、原子炉格納容器破損時には運転員は中操から退避し、
3:30:40	緊対所にとどまるなんですけど、これってあれですか、
3:30:46	そっかごめんなさい女川も一緒かな、緊対所に対比をするんですね。
3:30:51	わかりましたすみません。
3:30:55	Pだけこうしてんのかなと思ったけどあごめんなさいそっかそっから何が違うかっていうと、
3:31:01	中操が使用不能な場合か。
3:31:05	そっか。泊は、
3:31:08	格納容器破損時、
3:31:11	には、
3:31:12	ここは、
3:31:14	あれ、Pはあれですか、確認CV破損人に、
3:31:19	中小、中操から退避するっていうふうな戦略にしている感じですか。
3:31:25	北海道電力の伊達でございます。その通りでございます。
3:31:32	規制庁秋本ですそれであれですか、左のモニタリング要員はどっかに入ってるってことですか。放管班員。
3:31:41	ていう感じですか。
3:31:46	北海道電力の伊達でございます。放管班員のところでございます記載女川と、ちょっとそうしてございまして申し訳ございません。
3:32:06	規制庁アキモトです103ページワー
3:32:10	何かあるやつでこれ、
3:32:14	タイベックの数が、女川って何か、2万。
3:32:18	2万ってすごいなと思ったんですけど
3:32:21	構内に、
3:32:23	あるよって言って、泊は2000円だけど、別にあれですか、これは見劣りしないっていう理解でいいんですか。
3:32:31	はい。北海道電力の芳野でございます構内に保管している、タイベックスとしましては通常プラントの定期検査ですとか、そういうものでも使う、防護具の総量、
3:32:46	記載しているという形でございまして、とそ総量のサーがちょっと女川と泊で、事実上あると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:32:57	というような違いでございますけれども、弊社としてこの数数で十分というふうに考えてございます。
3:33:19	規制庁アキモトです 123 ページなんですけど、
3:33:24	一応これあれですか、考え方のところ 2、ニチイしか入ってないんですけどこれなのかっていう理解でいいですかね。
3:33:54	北海道電力の伊達でございますここにつきましては 7 日間ということでございます 7 という数値が抜けておりましたて申し訳ございません。崎本ですわざと抜いたわけでもなく、
3:34:06	単純に抜けてしまったものでございます。申し訳ございません。なかなか難しいですね。わかりました。
3:34:12	阿保。
3:34:13	あとその他補足ありますでしょうか。
3:34:18	19 ページのところ、ちょっともう俺も、私もこれがちょっとこれ、
3:34:24	ちょっと字が読めないの、もう字が読めないっつうの色が、
3:34:28	下から 2 行目がもう何かやるか多分、
3:34:31	事務職員二名、二名、4、2 組、49 名。
3:34:39	そうっていう話。
3:34:42	新居。
3:34:43	んなってるんですよこれね。違うんですけど。
3:34:54	文章はもう大体そんなもんかなと思っていて 52 ページにいくと、
3:35:01	それを踏まえて、
3:35:04	4 名書いてあるんですけど多分、それぞれの建屋ごとに二名ずつ行って横に並んでいくという形になってるんだと思うんですけど。
3:35:15	そういうのを踏まえるとこの 19 の手順が適切に書かれてるかどうかよく確認してください。要はその
3:35:22	緊急時対策所立ち上げの可搬型空調系統構成ってということで、これ、あれですよ、緊急時対策所を指揮所と、
3:35:33	指揮所と、
3:35:36	待機所。
3:35:37	それぞれスイッチは別々にあるんですよ。それぞれの
3:35:41	指揮所の縮小なり、待機所の中で運転をすると。
3:35:47	だから縮小で一括でやるわけじゃないんですよこれ多分ね。
3:35:52	そうするとこれが適切に書かれてるかどうかはちょっと私はちょっと判断できなんか一つの塊にしかこれは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:36:00	に対して書いてるように見えたのでそこはよく確認してください同回路ってというのは、これで読めるっていうのであれば、それでも構わないですけども、
3:36:08	いいですかね。
3:36:10	北海道電力の戸田でございます。ここ今ご指摘いただきました箇所につきましては二名1組で式場と待機所、それぞれで作業するものでございますので、記載内容の方、検討して適正化したいというふうに考えます。
3:36:27	あとはこれはもうちょっとよく細かく全部チェックしきれてないんでちょっと申し訳ないんですけど、
3:36:34	96ページとかに、この
3:36:37	ちょっと事務局員ってのはちょっと違和感があって、
3:36:41	体制上209699で事務局員というのがいるのでそうなのかなと思うんですけど。
3:36:48	103ページとかに行くと事務局員という言葉がちょっとなくなったり、
3:36:55	これって統一して、
3:36:57	整理されていけばいいんですけど。
3:37:03	よく確認してくださいねっていうことだけです。いいですか。
3:37:10	北海道電力安藤です今おっしゃられたすいません比較表の103ページの米印のところに、
3:37:20	※の3番のところで6名、括弧事務局二名、
3:37:25	ていうふうには書いてございますはい。
3:37:29	これちょっと私事務局員がちょっと見落としてました。
3:37:33	ちょっとあんまり先行多分PでもBでも、事務局員っていう表現をしたプラントがあんまり私は経験がないので、例えば補修員であったり、
3:37:43	放管員であったり、復旧班であったりっていう表現になってるんですけどそこは泊としてはこういう表現で今、統一してるのでっていうことで、
3:37:54	資料もそうなるのであればそれでいいかなと思うんです。わかりましたよく確認したらいいですかね。
3:37:59	北海道電力の安藤です了解しました。
3:38:15	規制庁の片桐瀬戸取りまとめた資料の1ページでちょっと聞きたいんですけど川通の判断基準を変えましたっていうところへ、
3:38:24	これ元が0.001で0.一二なんか他社の判断基準を参考にとって書いてるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:38:31	元はどういうふうに決めてってその他社の判断基準って他社って具体的にはどこなんでしょう。
3:38:39	北海道電力の芳野でございます。
3:38:42	ももとの考え方といたしましては、緊急時対策所の中にですねブルームがご留意していきますと、秋谷津川の等が利用してきますと、
3:38:54	瞬時に緊急時対策所の線量率が上昇するということで、エリアモニターの可搬型エリアモニターの最小計測値ということで0.001と。
3:39:07	いうMini-C部%という数字を設定していたんですが、実際に使用の方をですね、考慮いたしますと、線量率特性からの
3:39:18	実際に線源がなくてもですね、指示値をK負け表示する可能性があるというところが、ちょっとございましてそうするとご判断する可能性があるというところも踏まえて、
3:39:28	0.001というまず値では不適切であろうというふうに考えました。
3:39:33	そうした場合には瞬時に線量率が上昇数mSvまで上昇するというところを踏まえてですね、進行他社の状況をちょっと確認したところ、
3:39:43	最近ですと女川さん、それから島根さんが0.1ミリシーベルトパーアワーという判断値を設定して、運用して、することとしておりましたので、
3:39:55	弊社の方も0.1ミリシーベルトパーであれば、問題なく判断できるだろうということで
3:40:02	判断値の方を設定いたしました。以上でございます。
3:40:07	木塚です。了解しました。別で次23ページをお願いします。
3:40:18	下に赤字のところではブルーム放出の恐れがある場合ってところで、
3:40:25	3号炉原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポストという記載があるんですけど、
3:40:34	これって、他の先行例とか、この加古のように設置ってというような記載ってあるんでしょうか。
3:40:49	北海道電力の吉田でございます。実態といたしましては、
3:40:55	各社さんですね、モニタリング恒設のモニタリング、
3:41:02	設備モニタリング設備関係ですとか、可搬型のモニタリングポスト関係ですね、こちらの方
3:41:10	原子炉格納容器周りに設置しているという状況ではございますけれども、この表現がですね各社さんの方で
3:41:20	同じような部分で記載されているかどうかというところきちっと確認がちょっとできないところがございまして申し訳ございませんか、別途

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	確認をさせていただきたいと思います。規制庁から何か多いみたいに間に設置するって書けば間にあるので多分自明なのかと思うんですけど過去のように設置するっていう書きぶりの時に具体的に、
3:41:41	どれとどれ、どれが対象になるのかなって上手く判断できるのかなってのがちょっと気になったんでちょっとそこも併せて確認をお願いします。
3:41:50	北海道電力の芳野でございます。大井につきましては加圧判断に使用するですね、
3:41:57	3型のエリアモニターが一つだけということで緊急時対策所が考えてモニターで確認するというのに対しまして、泊につきましては、屋外ですね、
3:42:10	モニタリング設備すべてを使って、仮判断をしようという考えの違いがでございます。ですので泊の方は、格納容器を囲む考えたモニタリングポスト、
3:42:23	それに加えてですね緊急時対策所付近にも、間形のモニタリングポスト、設置いたしますので、それら、あと恒設のですねモニタリングポストステーションですね、これはすべてを使っていずれかの
3:42:36	モニタリング設備が0.01ミリぐらいパワーを超えた場合に準備手順に入るということで、若干ちょっと考え方が違うというところがございます。
3:42:47	以上でございます。
3:42:49	規制庁勝山考え方については了解しました。私からは以上です。
3:43:17	牧瀬規制庁アキモトですジャパ後パワー報ですけど資料1ですが、
3:43:26	そういうことね。
3:43:28	さっきの
3:43:32	断面図の話は、10、12ページでも、
3:43:36	入れられるかどうかは検討し、1012に別に入れなくてもいいですけど幅的に辛いんであれば次のページっていうのもあり得るかなと思うんで、
3:43:46	ちょっと位置関係がわかるようにパフォもしておいていただくといいかなというところとあとすいません、13ページのところなんですけど、
3:43:56	食糧保管スペースって、これはあれですか誤記ではなく、
3:44:02	柴にもあるんでしたっけ。
3:44:05	ごめんなさい右下のところの、坂野横野食糧保管スペースって、
3:44:11	いうのはあるんっていう感じですか、右下。
3:44:14	ごめんなさい。さらに右下っていうか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:44:17	何て言ったらいいんでしょう。
3:44:21	そうそう壁の中にあるやつ。
3:44:24	北海道電力の伊達でございます申し訳ございません誤記でございますた。
3:44:30	規制庁脇本です。C層であれば、何ていうんでしょう、これ見た瞬間にこういうところもあるんだなとか思っちゃうんで14ページも、
3:44:41	あれですかね14ページは矢印が何かあるのは何なんだろうって思ったんですけど何か、空気の流れですか。
3:44:57	北海道電力の伊達でございます不要なものでございましたので、削除させていただきます申し訳ございません。
3:45:03	規制庁秋本です。多分これ作っていらっしゃる方すごい頑張って作ってると思うんですけど、チェックされてる人が本当に機能してんのかどうかはちょっとよくわかんない。
3:45:13	ないですか。
3:45:15	本当に見てんのかなってこんな一瞬見てなんか、この矢印なんだっけてお前説明しろとか言いたくなっちゃうんですけど。
3:45:22	北海道電力の高橋です。チェックはしているんですけどもこういったところ、きちんと見過ごされてるっていうのが実態だと思いますんで、我々もしっかり確認、
3:45:34	引き続きしていきたいというふうに思います。
3:45:38	規制庁アキモトですんですけど
3:45:40	例えば何かこのまま上がったら審査会合で何か変なこと言わなきゃいけないかったりするかもしれないんで、よくよくチェックしていただければと思いますけど16ページは、
3:45:51	何か通信機器真ん中のところなんですけど、跨ぐときに点線になっちゃうのは何か意図があったりするんですか。
3:46:00	有線ラインが急に無線になったりするんですか。
3:46:08	北海道電力の笹木です。今おっしゃっていただきました、点線だったっていうのは黒い点線のことですよ。
3:46:19	すいません送線がかぶってしまいますので、そのかぶらないように、
3:46:23	ていうことを工夫した上で点線にしてしまったんですけども、その場合に優先なのか無線なのかちょっと不明瞭になってしまいますので改めて記載ちょっと検討させていただきます。
3:46:39	ございますので修正いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:46:49	はい。
3:46:52	21 ページの電源構成は、これから、
3:46:56	こういうことなんですわえ。
3:47:00	古本ここは可搬でつなぐからよしとして、
3:47:08	常設のものが常設になっていない箇所があるんですわってことですね。
3:47:20	宮元ですけど 21 ページでこれ間違ってたら言ってくればいいんですけど、おそらくなんだけどこの図で言うと、ディーゼル発電機と緊急時対策所発電機この
3:47:30	黄色と赤のところがちょうど分かれていて、
3:47:33	その下の緊急時対策所通信。
3:47:37	機器電源っていうのは、これは左側の赤い方のグループに入っていて、
3:47:44	その下の、
3:47:46	ハンドセットじゃなくて、バッテリー内蔵から下は、これは赤井側に入ってるんじゃないかなって気がしたんだけど違うんですけど、黄色側に入ってるんですけど。
3:48:14	江尻。
3:48:16	北海道電力の阿野と申します。今のお話ですが、この黄色いところは、運転指令設備等、この無停電電源というところにまず繋がっています。
3:48:27	同じように、
3:48:29	データ表示端末、衛星電話設備固定というところも、同じようにこの黄色いところと繋がっています。で、インターフォンとテレビ会議システムに関しては、赤いところに繋がるという形になっています。
3:48:43	で、場合によってはその緊急時対策所用の発電機に、コンセントごと、抜き差しして、切り替えるという形になっております。
3:49:29	規制庁アキモトです、あれですかすみませんちょっと私が聞いたかったのはインターフォン。
3:49:35	ウワー。
3:49:37	この破線は、常時は、
3:49:41	繋がってなくてコンセントを差し替える。
3:49:44	ことで事前先の変更が可能。
3:49:47	コンセントを差し替えることですか。
3:49:51	常につないでおく必要はないんですか。
3:49:55	北海道電力の阿野です。インターフォンとテレビ会議システムに関しましては、緊急時対策所用の発電機側の方に、常に繋がってる状況になっています。で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:50:08	もしそっち側が電源喪失した場合、そうですね
3:50:14	インターフォンとテレビ会議システムは、
3:50:19	当時緊対所の発電機に接続されているという状況になってます。はい。
3:50:34	そういうことだそうです。規制庁秋本です。57条って、常設代替電源として交流電源設備を設置することになっていて、
3:50:43	この負荷が一部で、
3:50:46	いいのかがどうか、今ちょっとよくわからなくて、
3:50:51	これ、こんな他社もこうやってるんですって言われたらあそこ使ってだけなんすけど、
3:50:57	自分常設もうつなげっていう、
3:51:02	要求に対して、
3:51:06	いいのかなっていうところがよくわからなかったんですけど。
3:51:15	北海道電力の山本でございます 57条につきましては代替電源を設けなさいという要求がございまして、代替電源設備として常設代替電源設備可搬代替電源設備、
3:51:28	こちらの要求がございまして。一方緊急時対策上、61条ですとか、通信連絡設備、62条、こちらについてはこちらの解釈の方に個別に代替交流電源に
3:51:43	代替交流電源からの給電を可能とすることということが記載されてございます。62条の方のこの通信連絡設備の代替電源設備、
3:51:53	これについては57条の代替非常用発電機を選択していると。一方61条の代替電源設備、これにつきましては緊急時対策所の発電機というものを別に設置をして、こちらから給電をします。
3:52:08	いうふうを選択をしたものでございます。
3:52:17	一方先ほど来申し上げております常設の方につきましては、通信連絡設備、
3:52:24	に接続するために、つないでございまして、その通信連絡設備に繋いでいる負荷、
3:52:31	緊急時対策所にも設置をございまして、緊急時対策所の衛生設備と共用になっていると。
3:52:38	いうところで、
3:52:40	いろいろ混乱を招くようすみません
3:52:43	もう少し丁寧に説明をすればよかったんですけどもそのような形で準備をしているものでございます。
3:52:52	あります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:52:57	規制庁秋本です。何となくちょっとわかってきました。はい。そうしたら、
3:53:04	パワポはいかがでしょうか。
3:53:12	12 ページ。
3:53:14	これちょっと発議た話になって申し訳ない。この真ん中四つあるんだけど、これどっちが緊急時対策所用で、どっちが待機所用でこれ、見分けつけてるんですけど。
3:53:25	どうでしたっけ。
3:53:29	北海道電力の伊達でございます。
3:53:32	4 台の真ん中から分けまして右側にある 2 台が式場用左側にある 2 台が待機所用ということで分けて、今の方にも配備してございます。はい。わかりまちょっとわかるようにしといた方がいいかなと思います。はい。
3:53:47	相田電力等でございます承知いたしました。
3:53:50	ページに行きまして、これ、ちょっと今話を申し上げたいと。
3:53:54	一番左に緊急時対策所って書いてあるんだけどこれ待機所と指揮所があると思うんだけど、これは両方全物、これがあるってことでいいのかそれとも指揮所と待機所で、
3:54:05	違いがあるのかどっちでしたっけ。
3:54:08	北海道電力の笹木でございます緊急時対策所情報収集設備のうち、データ表示端末につきましては、緊急時対策所の指揮所のみを設置してございます。
3:54:23	ですのですいません当該図につきましては指揮所である旨を追記いたします。
3:54:30	千波処理指揮者だけでよかったんですけど。
3:54:35	北海道電力の笹木でございます指揮所にパラメータを表示することになりますけども待機所への情報共有につきましては先ほどご説明申し上げましたけども、インターフォンでしたりとか、テレビ会議システムのこちらを用いて情報共有することを考えております。
3:54:51	以上になります。
3:54:53	富山です
3:54:55	円実情はそうなんだけどこの家にいないんですかっていうことで適合性の説明として、指揮所待機所それぞれ書かなくていいんですかっていうのを聞いてるつもりです。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:55:10	北海道電力の笹木でございます。当該図につきましては、緊急時対策所情報収集設備の概要として示してる図になりますので、指揮所のみを記載している形になります。
3:55:27	で、
3:55:28	ここはいらないってことでいいんですかっていう質問だけです結果を我々聞ってるわけじゃなくて、適合上の範囲としては、そういうふう に事業者が判断してるかしてないか教えてくださいってことなんですけど。
3:55:50	電力の笹木でございます縮小のみで問題ないと考えております。
3:55:54	はい現状わかりましたと 23 ページって、これも先ほどと同じなんですけど、これは
3:56:02	指揮所待機所それぞれ同じ方なので、そこわかるように記載してもらわないと、ちょっと難しいかなと思いますいいですか。
3:56:12	電力の伊達でございます承知いたしました。待機所の方も含めて記載させていただきますと思います。
3:56:19	はいそうですね。それ以降のやつもそうだんで、書き方はいろいろある と思います代表して片方だけを同じ等で書くっていうんだったらそういう ふうになきゃいけないと思うんですけどこれ待機所っていう書くと、 全体がこういう形してるように見えちゃうので、
3:56:35	そこをよく確認した上で、修正してください。いいですかね。
3:56:44	北海道電力の安藤です承知いたしました。
3:56:49	はい。私は以上です。
3:56:56	すいません規制庁永江です。
3:56:58	被ばく評価の方も先ほどと
3:57:02	同じ話。
3:57:03	繰り返しになっちゃうんですけど、
3:57:07	31 ページ。
3:57:09	見ていただくと、ここで評価条件が書いててこれは
3:57:14	市気象の条件で書かれてると思うんで、
3:57:19	32 ページのところもみんな緊急時対策所の居住設定。
3:57:24	ずっと書かれてんですけど、
3:57:27	正確に言うと、緊急時対策所のうち、支承の居住性に関する評価条件、
3:57:35	その 31 ページの
3:57:39	そこで書かれてる位置的なものも、この
3:57:43	図面の黄色が多分、支障を指されてる。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:57:47	のかなと思ってるんですけどちょっとわかんないんですけど。
3:57:50	その辺の整合性をちょっと取っていただいて、
3:57:54	最終的に35ページ2出てくる評価結果が表の中ですけども、これが緊急時対策所の色紙を、
3:58:05	の居住性に係る評価結果だと思うんで、その
3:58:08	何ていうかね
3:58:10	指揮所の方が厳しいんでここは縮小をまずやったんだとか、
3:58:16	これ、必ず対策章を、の内訳としては、
3:58:21	ずっと出て来てる指揮所と待機所の二つあるんで、必ず
3:58:28	一つだけ書くと、もう一つの方はどうなんだっていうふうに聞かれると思うんで、ちょっと工夫をしていただければと思います以上です。
3:58:36	はい。北海道電力の鍋田でございます。はい。ただいまのコメントですね先ほどのまとめ資料の方とも同じようにですね、
3:58:44	指揮所と待機所それぞれ
3:58:46	また、指揮所で代表してるのであればその旨をしっかりと記載するようなことで修正の方させていただきます。
3:59:07	規制庁秋本です。それでは、こちら側からの確認は以上ですが北海道電力から何かありますでしょうか。
3:59:19	はい。北海道電力の高橋です。こちらの方からは特段ございませんけれども、本店泊発電所を何かございますでしょうか。
3:59:32	本店です特にありません。以上です。
3:59:37	発言するところでございません。
3:59:41	規制庁秋本ですそれでは以上でヒアリングを終わりにしますはい。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。